

○榎屋委員長　これより質疑に入ります。
質疑の申し出がありますので、順次これを許し

ます。野田佳彦君。

○野田佳彦委員 おはようございます。民主党の野田佳彦でございます。

私は、きょう、未履修問題を中心に質問をさせていただきます。と思います。

法案審議については同僚議員がしっかりと質問をすると思いますけれども、それに先立ちまして、委員長と、そして各党理事におかれましては、このような御配慮をいただいたことを、まず冒頭、感謝申し上げます。

私は、これまで教育特、そしてこの文科委員会、主に三つの調査を大臣にお願いしてまいりました。一つは、現段階において、未履修の学校数、生徒数、どれぐらい広がっているかということと、それから、過去にさかのぼった高等学校における未履修の実態調査、それから中学校における未履修の実態調査、主にこの三つのことの調査の要求をさせていただきました。というの、余り観念論で議論をするよりも、きちんとした実態把握を踏まえた議論をした上で、その上で対策を講じるのが筋だろうという認識であるからであります。

そこで、現段階における未履修の広がりについては、十一月二十日に新たに判明したものを集計されて、文科省として公表されました。それによりますと、六百六十三校、十万四千二百二人ということで、十一月に集計をした段階よりも、学校数では百二十三校ふえ、加えて、未履修の生徒数は二万人さらにふえたという状況でございます。まして、改めてこの深刻な広がりというものに驚いた次第でありますけれども、集計を新たにしていただいた御努力には敬意を表したいと思っております。

きょうは、そのときにも御質問させていただきましたけれども、過去にさかのぼった実態調査であります。

私が十一月十五日に質疑をした際には、十四日に全国に通知を出すという形で、集計は十一月下旬であるというお話を大臣からいただいたと思っております。

まず。ということは、きのうで一応締め切りをされたので、まだその詳細な分析までは至っていないと思いますが、どういう集計の状況なのか、あるいは公表をする時期というのはいつなのか、その見通しを明らかにしていただきたいと思っております。

○伊吹国務大臣 先生から御指摘というよりも、委員会の御要請という形を受けてまして、当省におきまして、過去にさかのぼった調査を実施いたしております。これは、今お話がございましたように、十一月四日に各都道府県教育委員会、私学がありますから知事部局等に調査を依頼いたしまして、お約束をいたしましたとおり、昨日の午後五時をもって締め切りという要請をいたしております。

今のところほぼ順調に返答が来ておりますが、私学及び公立について、なお完全に当該県において集計ができていない県が一県ずつあるようにございます。これは早急に督促をいたしまして、数字をまとめてみたいと思っております。

先ほど今年度の未履修についても先生からお話ございましたが、当初、学校数でいうと五百四十校という調査結果を第一次集計で発表してございましたが、その後百二十三校もふえるという、ありていに言うと、ていたらくという言葉を使わねばならないような状況でございますので、集計はできるだけ急いでやらせますが、同時に、後で十六校もふえてくるというようなことにならないように、少し念を入れてやらせていただきたいと思っております。向こうからの数字はきょうあすには来ると思っておりますので、集計でき次第、また理事会へお諮りしたいと思っております。

○野田(佳彦)委員 ありがとうございます。速やかにその集計の結果を明らかにしていただきたいと思っております。

加えて、十一月下旬から中学校における未履修の実態調査についても着手をするということをおっしゃって御答弁いただいたことがございます。この着手をされたかどうか、あるいはいつごろまでにこの結果をまとめるおつもりなのか、お答えをいただければと思います。

○伊吹国務大臣 これもお約束したことでございますので、昨日、ようやく、過去にさかのぼった締め切りを行いましたので、現場では、次々と調査が来るので、やや混乱をしているようです。が、昨日、高等学校と違いまして、中学校については必修、選択という余地が非常に少ないカリキュラムの内容になっておりますので、どういう調査をするのが実態に即するのかわからないようなことについて都道府県、市町村の教育委員会と打ち合わせを始めております。

ですから、調査項目また調査にどの程度時間がかかるかについては、各教育委員会からの御意見を我々の方へかやしていただいて、その結果を踏まえて各教育委員会に調査票を提出したいと思っておりますので、過去にさかのぼった高等学校の集計及びそれに漏れがないかという追加調査の状況にもよりまして、できるだけ早く、今月前半ぐらいまでには調査票の提出をしたい、その方向に向けて努力をさせていただきたいというのが現状でございます。

○野田(佳彦)委員 ありがとうございます。次々と何か調査ばかりお願いをしている形で恐縮でございますが、実態把握というのがまず前提で、それから有効な善後策を講じることができると思っておりますので、よろしくお願いをしたいと思っております。

さて、前回、平成十三年度における未履修の、幾つかの県で明らかになった実態について質問をさせていただきまして、そのときには初等中等教育局長に主に御答弁をいただきました。きょうは、当時の教育課程課長であられた布村審議官にお越しをいただいております。

布村審議官におかれましては、平成十三年の一月六日から平成十四年の七月三十一日まで教育課程課長という職にあられました。その在任中に、私が知る限りにおいては、熊本県の私立の高等学校で未履修が一件発覚をし、そして広島県で十四校、兵庫県で五十九校の未履修が明らかになった、そのときの教育課程課長であられると思っております。

こういう複数の県にまたがって未履修問題が発生している。しかも、特に広島と兵庫は大量に発生していますけれども、ともに未履修というのは平成六年度から始まっていて、そして未履修があった教科というのは地歴、公民、理科、全く共通をしているわけでありまして。

これまでの局長の御答弁などでは、広島県には特有の事情があった、兵庫県にもこれまた特殊な事情があった、それぞれ特有な事情があったから全国的な広がりはなかったというふうに認識をしていたというのが主だった答弁だったと思っておりますけれども、これはどう見ても私自身は、なぜ全国の実態調査に至らなかったのかというのがまだずっと落ちません。したがって、当時まさに担当課長であられた布村審議官が、平成十三年度、複数の県にまたがってこういう未履修の問題が明らかになったときにはなぜ全国調査をしなかったのか、その御認識をまず聞きたいと思っております。

○布村政府参考人 お答えいたします。平成十三年当時、全国の実態調査はこの未履修の件につきまして行っておりません。

広島県におきましては平成十三年の八月、兵庫県におきましては平成十四年の一月に、それぞれ未履修の事例が判明いたしております。当時、広島県、また兵庫県におきましては、法令等に照らしまして不適切な事例が多数発生している、そして、当時の文部省から管理運営等につきましては是正が必要ということで指導を行っている状況でございました。

このため、当時、教育課程課といたしましては、未履修問題につきまして、このような当時の広島県そして兵庫県の状況を背景としたものとらえており、また当時、他の都道府県から未履修の事態が生じているという報告は受けておりませんでしたので、残念ながら、全国的な広がりを持つということまで思いは至っておりませんでした。

また、当時、教育課程課といたしましては、未履修問題につきまして、このような当時の広島県そして兵庫県の状況を背景としたものとらえており、また当時、他の都道府県から未履修の事態が生じているという報告は受けておりませんでしたので、残念ながら、全国的な広がりを持つということまで思いは至っておりませんでした。

また、当時、教育課程課といたしましては、未履修問題につきまして、このような当時の広島県そして兵庫県の状況を背景としたものとらえており、また当時、他の都道府県から未履修の事態が生じているという報告は受けておりませんでしたので、残念ながら、全国的な広がりを持つということまで思いは至っておりませんでした。

また、当時、教育課程課といたしましては、未履修問題につきまして、このような当時の広島県そして兵庫県の状況を背景としたものとらえており、また当時、他の都道府県から未履修の事態が生じているという報告は受けておりませんでしたので、残念ながら、全国的な広がりを持つということまで思いは至っておりませんでした。

また、当時、教育課程課といたしましては、未履修問題につきまして、このような当時の広島県そして兵庫県の状況を背景としたものとらえており、また当時、他の都道府県から未履修の事態が生じているという報告は受けておりませんでしたので、残念ながら、全国的な広がりを持つということまで思いは至っておりませんでした。

た。
また、熊本県の私立学校の事例につきまして、当時の文部科学省に対しまして報告をいただいておりますので、把握ができておりませんでした。

このようなことで、文部科学省として全国的な実態調査は行いませんでしたけれども、各都道府県教育委員会の指導主事等の担当者が集まる会議を通じて、未履修の問題が生じないように適切な教育課程の編成、実施について指導を行うという対応をさせていただきました。

○野田(佳)委員 まず、広島、兵庫の問題はそれぞれまた特有の事情があったというお話だったと思いますけれども、先ほど申し上げたとおり、広島も兵庫も平成六年度から未履修が行われていたということが平成十三年にわかっていますよね。加えて、教育課程課長になられる前だと思いが、平成十三年の前の平成十一年に熊本県で、二校でしたか、未履修が明らかになったときも、これも平成六年からなんです。

平成六年というのはどういう年かということ、当然御専門だからおわかりだと思います。平成元年に学習指導要領の改訂があって、平成六年から実施をされています。特にこういう地歴であるとかの内容の変更があったわけですよね。ということ、広島や兵庫にいろいろ事情があったとしても、この履修漏れ、未履修の問題というのは何で平成六年から始まったのかということに思いをいたすのが当然専門家、プロであるはずだと私は思っております。その時点で多分全国的な広がりがあるかもしれないと思ったから、全国の指導主事を集めて指導をされたわけですよね。そういう認識がどこかにあったんだらうと私は思います。

実態調査をしなかったというその根拠が、なぜ平成六年というところに注目をしていなかったのか、その点になぜお気づきにならなかったのですか、改めてお尋ねをしたいと思います。
○布村政府参考人 お答えいたします。

同じ答弁になってしまいかもしませんが、平成十一年に長崎、熊本の実例がございましたけれども、その事例は学校数も比較的少ない、そういう状況でございました。それから、先ほど、兵庫、広島の件については是正指導の途上という事情も申し上げまして、当時全国の実態調査ということまで思いは至りませんでしたけれども、そのような事例が他の都道府県の公立あるいは私立の学校であつてはならないということで、改めていろいろな場、公立向けあるいは私立の学校に向け指導はさせていただきました。

○野田(佳)委員 指導といっても、きのうちょっと文科省にお尋ねをして、どういう文書を出したのかと聞いたら、文書は出してない、全国の指導主事を集めて口頭で伝えたとのお話でしたから、まさに指導というのは余り徹底されていなかったと私は思うんです。

先ほど申し上げましたとおり、平成六年から兵庫、広島、それからその二年前に明らかになった熊本で未履修の問題が発生をしたわけであつて、学習指導要領というのは別に広島や兵庫や熊本だけに適用している話じゃないわけですから、当然全国的に逸脱しているケースがあるのではないかと、このように想像するのがやはり責任ある立場の人だつたんだらうというふうに思ひまして、その気づかなかつたということとは大きな責任があるというふうには私は思います。

さらにお聞きをしたいのは、教育課程課長当時、高等教育局との連携はどのようになされたのかどうか。十一月十五日の質疑においては、局長からは私学部との連携はあつたというお話がありましたけれども、もっと広範に高等教育局と連絡をとり合なかつたのかどうか、お尋ねをしたいと思います。

○布村政府参考人 お答えいたします。
先ほどのお答えにつながる点を先に申し上げたいと思いますが、当時は、ゆとり教育見直しあるいは学力低下という報道等が多数ございまして、新しい学習指導要領の実施に向けて新しい

学習指導要領の趣旨の徹底にかなり力を割いてございまして、その際、あわせてこの未履修の問題についても、口頭ではございますけれども、徹底するように指導させていただきました。

また、高等教育局との連携につきましてでございますが、広島県の実例が起きた際に、平成十三年九月に、当時私学部の方が担当しておられましたけれども、私立学校の主管部課長会議が開催されるということがわかっておりまして、私立学校におきましても必修科目の未履修という事態が生じないようにということで、その会議に私が出席をさせていただきました。私学の関係の指導に当たる方々に対しまして説明をするという形で対応させていただきました。

そのような形で私学部との連携を図っていたところでございますけれども、御指摘の点からいいますと、大学入試の担当課との連携につきまして十分なものではなかつたというふうに認識しております。

○野田(佳)委員 高等教育局の、特に大学入試の関連とほとんど連携をしていなかったという形で、これだけ全国的な広がりにつつたときに、これは初等中等教育局だけの対応ではなくて、例えば、「大学入学者選抜における調査書の取扱いについて」であるとかあるいは「既に高等学校を卒業した者の大学の入学資格の取扱いについて」、これは当然、高等教育局とあるいは生涯学習政策局とかと連携をしながら全国に通知をしていまして、平成十三年度だつて、広島だつて兵庫だつて、大学に入学しようとする生徒たちはたくさんいたはずでありますし、あるいは既に卒業されている皆さんについての対応も、高等教育局と相談をしたり連携をしながら対応したと、私は当然ではないかと思ひますけれども、それはなかつたんですか。

○布村政府参考人 お答えいたします。
今から振り返りますと、今回の対応に比べまして当時の対応は、高等教育局との連携、入試の関

係との連携は十分ではなかつたというふうに認識してございます。

あと、多少当時の事情でございますけれども、広島県につきましては、八月に未履修が判明いたしておりますので、当時、広島県と連絡をとり合ひまして、広島県では、調査書につきましては訂正を行うという形で適切な対応をして、入試の時期には間に合う対応がとれた、また、兵庫県につきましては、一月に事態が判明をし、入試のさなかでございましたので、事実上、調査書の訂正等が困難であつたという判断をしたわけでございますけれども、その点につきましては、高等教育局の入試担当との連携をよりしっかりとすべきであつたというふうに認識いたしております。

○野田(佳)委員 高等教育局との関連を執拗にお尋ねしていますのは、前回も申し上げましたとおり、「大学生の学習に対する意欲等に関する調査研究」がちょうどこの時期に発表されて、高等教育局に渡っているわけですよね。当然、高等教育局が知っていたらどうというふうに私は判断をする、文科省としては、平成十三年度中に未履修の問題は広がりがあつたということを認識していたはずだというふうに推論をしていたからであります。

今のお答えでは明確なお答えではございませんけれども、いずれ過去にさかのぼった実態調査の中からいろいろ傾向が出てくると思ひます。ゆとり教育の問題であるとか週五日制の問題とかいろいろと言われていると思いますが、私は、平成六年度あたりからの新しい学習指導要領の実施の時期からというのが多分多いんだらうと思ひます。そのことは平成十三年のときに気づかなければいけなかつたというふうに私は思ひますので、その責任はとても重いと思ひます。

大臣におかれましては、もう既に佐賀県あたりでは、今回の未履修にかかわつた校長先生だとか教育委員会の責任を問うべく、処分が出ているように思ひます。私は、文科省についても大きな結果責任を負わなければいけないと思ひて、当然のことな

がら、それに関連した処分ということもいずれば出てくるだろうと思いますが、その辺のお考えはいかがでしょう。

○伊吹国務大臣 まことに残念なことなんです。九月末に私が文部科学大臣を引き受けてから、タウンミーティングの問題、今御指摘のあった未履修の問題等、過去の事案がいろいろ出てきておりますので、私が後追いの、結果論としてかつての行政を批判するということではできるだけ慎重でありたいと思いますが、いろいろ実情をよく調べて、これはまさに先生がおっしゃった結果責任というのか、行政上の瑕疵とか法令違反をしたとかということじゃなくて、言うならば感性の不足ということによって生じた部分が非常に多いので、文部省内における行政のあり方、それから各教育委員会との行政のあり方を含めて、今後こういうことがないように、まず立て直していくということ、同時に、その過程で先生がおっしゃったようなものについても私なりに考えていきたいと思っています。

○野田(佳)委員 時間がなくなりましたので、終わります。ありがとうございます。

○榊屋委員長 次に、牧義夫君。

○牧委員 それでは、著作権法の質問に移らせていただきます。

先ほど、大臣の方から提案理由とその内容の概要の説明がございました。この法案については、この国会が始まって直後に、たしか役所の方からも概略説明を受けておりましたが、私も、今国会は教育基本法の国会であるということで、もう会期末も迫っております。この法案は次に先延ばしかなと正直思っております。一昨日、日程が決まった、きょうはもう採決だというお話で、私も慌ててもう一回これを見直して、ちょっとこれは看過できない部分もあるんじゃないかなと思つたものですから、二十分だけ時間をいただいて、大臣のお考え等をはつきりさせておきたいなと思つた次第でございます。

と申しますのも、先ほどの趣旨説明にもござい

ましたけれども、本題というのか、多分、説明で、IPマルチキャスト放送による放送の同時再送信の円滑化、ちよつとわかつたようなわからないようなお話で、この本題については後ほど関係議員からも質問があるかと思いますが、私も、私は何もこれが本題であるとは思いません。幾つかここに羅列をされている、しかも、多少異質なものがここに紛れ込んでいて、私に、多少異質なもので、私はこういうやり方というのはいかに役所のやり方だと思つて、何かこういふものに紛れて、どさくさに紛れてと言つたらちよつと語弊があるのかもしれないけれども、看過できないものがまざつていて、提案理由の内容の概要の説明の中にも出てこないです。

私が今言いたいのは、時代の変化に対応した権利制限等の中の、特にきょうは薬事行政手続における文献の複製について問いただしたいと思つて、こういうものをどさくさに紛れてここに紛れ込めます、その役所の神経を私はまず疑わざるを得ないです。私は、文化庁、文科省を信じたと思う立場ですから、よもや文化庁の発案ではないと思つて、出たてきんだんです。私は、学術振興という観点から、これを著しく阻害する要因になる話だと思つて、これを著しく阻害する要因、それもこれはどこから出てきた話ですか。

○加茂川政府参考人 お答えをいたします。

今回、法改正をお願いしております中で、権利制限に伴うことについての御指摘ではないかと思つております。

著作権法に關します権利制限の見直しにつきましては、それぞれ社会的なニーズあるいは関係団体の要望等に依りて、適宜これまでも見直しを図つてきたところでございます。委員御指摘の権利制限、今回につきましては、障害者対策あるいは特許審査手続、薬事行政手続といった関係分野につきまして、社会的なニーズの求めに依りて、ニーズに対応する形で、必要な権利制限を見直ししていく、権利制限をかけていくというものでござ

います。

これまで関係の審議会等で、関係団体の要請、関係行政機関等への要請を踏まえて検討を行つてまいりましたが、この手続は、これまでと同じように、それぞれの社会的な情勢の変化に応じて適宜対応するというルールに従つたものでござい

ます。

○牧委員 私も、正直、ある程度わかつた上で聞いているんですが。

今加茂川さんおっしゃつたように、社会的なニーズ、これはどんな人がどういうニーズを感じるかという、そういう問題だと思つて、関係団体からも、いみじくもおっしゃつたのは、関係団体からの要請であるということですよ。これは、つまりは、日本製薬団体連合会が経団連を通じて厚労省に働きかけて、厚労省から文科省、文化庁に要請があつた、こういう一連の流れなわけですよ。

私は、最初の大臣の提案理由説明の中にも「知的財産立国の実現に向け」という文言があつたので、それはすばらしいことだと思つて、果たしてこれが本当にその知的財産立国の実現に向けての正しい流れなのかどうかということ、これを私は聞きたいんですよ。

出版の継続性ということ考えたときに、これがもう大きな阻害要因になるということは、恐らくこれまでの審議会、分科会の中でも議論が相当あつたと私は聞いておりますけれども、そういうことを一切無視して、これは社会的ニーズなんだと言ひ切る話なんですか。

○伊吹国務大臣 先ほど先生から、どさくさに紛れて潜り込ませるというお話がございましたが、提案理由説明等に公正という見地からこういうことはきちつと書いて、ここで申し上げればよかつたのかもわかりませんが、基本的には、改正の法案というのは立法機関である国会が御審議をして了解をいただかなければ通らないわけでございますので、であるからこそ、今回、法改正という形で、これを委員会の御審議にゆだねられているわけ

すから、持ち出し方あるいは表現方法、どこに何を盛り込むかということについては、先生の御指摘を受けとめて、謙虚にやらせたいと思つて、決して潜り込ませるんじゃないと思つて、眼光紙背に徹しておられるから今御質問をまさにしてい

らつしやるので、そういう見地から、私は国会を御信頼申し上げて、御審議をしていただければ結構だと思つております。

それで、この件につきましては、私もやや先生と同じような気持ちがある一面、現行法において

も、「立法又は行政の目的のために内部資料として必要と認められる場合は、著作権というものは制限されておるわけですね。今回、確かに、新薬の審査を行うということが、これは立法または行政目的のための内部資料に当たるのか、あるいはまた、審査というのはやはり内部資料には当たらないんじゃないか、新薬の審査は。

ただし、新薬の審査を行うことによって、副作用があるものは認められませんが、あるいは効果のないものは認められませんが、しかし、認められたことによつて、広く国民一般の病気の治療に有効な薬として使われる。もちろん、その過程において、株式会社が関与しているわけですから、利潤を上げるということ、私は否定しておりませんが。したがつて、審査の目的だけに使う場合の新薬の迅速な、そして副作用を抑止した状態での販売というのか、すべての人が手に入れられるという状態をつくり出す公益と、著作権をその部分だけ制限させていただくということとの間の公正さをどう判断するかということになりますので、将来、新薬を販売する目的に、審査のときに使つた著作権を使うとか、そういうところについてはこれは当然慎重でなければなりません。薬の良否を認定するところに限つてこの四十二条の二項の二号でお願いしている、そういうことに限定するならば、国会の審議をお願いすることはいいだろうという判断を私もしたということ。

○牧委員 大臣のお考え、よくわかりました。ただ、審査の迅速性も求められる、これもよくわか

ります。

では、著作権がその迅速性を阻害してきたのかどうかというところが一つ議論としてあると思います。それと、審査手続に係るものと内部資料との話がございましたけれども、これも、民間の出版社というのがどういふものを市場として想定して出版を行っているかということもやはり考える必要があるかと思えます。医学書に限らず、自然科学書も恐らくそうだと思いますけれども、極めて専門的な、限られた分野における著作であり、そしてそれが限られた市場を想定している。その中には、行政手続というものも最初からその市場として想定されているわけですね、あるいは医療機関における研究ももちろん入っているでしょうけれども。

だから、それを否定してしまうと、もうそれが、一つの継続性のある出版という事業そのものが成り立たなくなるんじゃないかということを私は申し上げているのであって、そこら辺のところをよく考えていただきたいと思えます。

そして、もう一つは、これは厚労からもおいでいただいていますから、ぜひお聞かせいただきたいんですけれども、例えば文化庁からの説明資料によると、「国民の生命・健康への被害を未然に防止するという観点から」というような文言があります。これは恐らく厚労からのお話だろうと思うんですけれども、では今までこれが、著作権という保護の対象、権利が守られていることによって、薬事行政というか、極めて公共性の高い国民の健康、生命、これを守るところを何か阻害してきたという認識はあるんですか。あるのかないのか、まずお聞かせいただきたいと思えます。

○菅原大臣政務官 大変重要な御指摘だと認識をいたしております。

ただ、そのことがあるのかないのかということに関しては、結論から申し上げますと、ないというふうに認識をいたしております。

○牧委員 おっしゃるとおりだと思っておりますよ

ね。ないわけですよ。今までも、権利者とそれを使用する者との間で、複写権管理団体における委託出版物についての許諾と利用料の支払いというのは、事前の包括契約あるいは事後処理によって可能となる、そういう制度を取り入れていて、厚労省が前に言ってきたような迅速性とかどうとかということも阻害することになってないわけですよ。だから、なぜこれが必要なのかということとを私は聞きたいんです。

○菅原大臣政務官 現行の薬事法におきましては、製薬企業等に対して、医薬品及び医療機器の承認申請の際に、その有効性、安全性のデータを添付することや、その確保のために必要な各種の関連情報の収集あるいは評価、そしてそれを厚労省の方に報告をするという義務を負っているわけでございます。その中で、医薬品等の有効性や副作用等の評価を適時適切に実施していくためには、製薬企業等における情報収集、報告が迅速に行われるということが求められておりまして、そのための関連する研究論文等のいわば複写、コピー等が必要となるが大変多いわけでございます。

そこで、もとより、この著作権者の権利を尊重することは重要であるわけですが、今回の改正によりまして、著作権法上の例えば許諾を得るですとか、その他の手続が不要となることによって、製薬企業等からの国へのより迅速な資料の提出が可能となるといふように考えております。したがって、公益上これは極めて重要なことだと考えております。

○牧委員 さつきから言っているように、許諾に時間がかかるという実態はないんですよ、今までも。許諾に時間がかかるという実態はないんですよ、今までも。もう伊吹大臣はおわかりだと思いませんけれども、それでもなおかつ、その権利を制限する理由というのは一体何なんだということを端的に聞きたいんです。お聞かせください。いいですよ、事務方でも、どうぞ。

○黒川政府参考人 御説明申し上げます。

今般問題となっております文献、こういったようなものは、国内のみならず海外のものもございます。それから、その数も、これは例えば内科領域とか外科とか、いろいろございまして、それで、千ないし、勘定の仕方によっては一万に近いような数もあるわけでございます。これを製薬企業が、例えば、自分の手元にすべてそろえて即時、現在副作用が問題になっている、そういうときにきちつと対応をとれるように出してくるというのは、懸命にやっておるわけでありまして、現実的になかなか困難な部分がございます。

したがって、先ほど菅原政務官が申し上げましたとおり、より迅速に得るために、こういった法律上の手当ては、公衆衛生上大変意義あるものと考えている次第でございます。

○牧委員 そこまで言われれば、もつとはっきり私も申し上げれば、これは恐らく、今まで事実関係として、無断で複写してきた実態というのはたくさんあったと思うんですよ。それを今回追認するような形にするというのが実体じゃないかと私は思っています。

それともう一つ、行政手続だけじゃなくて、今現実に、製薬メーカーが、営業の人が病院を回つたりするときに、半ば医療機関に対するサービスのように、文献を複写したものを添えて持っていくたり、そういう実態もあるように聞いております。

この辺についても、分科会では、今回の法改正に盛り込んだらどうかみたいな議論もあったように私は聞いておりますけれども、よもや、これをきつかけに、そこまですり崩した今後追認されていくようなことがあったとしたら、これは非常にゆゆしき事態だと私は思います。そこら辺の認識について、これはきょう採決までしてしまおうということですから、はつきりと大臣のお考えをやはりここで議事録に残していただきたいと思えますけれども、いかがでしょうか。

○伊吹国務大臣 著作権法というのは本来権利を守る法律でございますので、その権利を制限するのは公益という部分にやはり限定して考えなければなりません。率直に言いますと、私たちも著作物を購入しますし、製薬会社も著作物を購入することによって、その権利に対する対価を払うわけですね。しかし同時に、著作物そのものを薬事審査のところに持ち出すわけにはいきませんから、コピーをかける。我々も買った本の一部をコピーにかけて配付してよく議論している。これは厳密にはやはり違法行為なんです、多数の人たちに見せるわけですから。ですから、違法性を阻却するということとはしっかりとっておかなければなりません。今先生がおっしゃったような、不特定多数の人に医薬品を販売するための一種の道具として著作権を使うということについては、これは極めて限定的にしなければなりません。

これは、この法律が通れば、厚生労働省を通じて製薬団体にもきちつと、もし、そういう副作用あるいは効果、その他の論文を引用する場合に、当然この権利を管理している団体との間で話をさせていただいた上で印刷物として使ったと申し入れることは、私の方の役所からもしっかりと申し入れるべきだと思います。

○牧委員 そこら辺のところをしっかりとお願いしたいと思えます。もちろん、薬というのは人の健康、生命にかかわるものですから、そういった情報についての公共性というか、そういうものは私も否定するものではありませんが、一方で、薬というのは特許権で守られているわけで、法律のバランスというか、製薬会社というのはもちろん薬を売って利潤を追求する会社ですけれども、そういうところが特許権に守られている、じゃ、その薬がどんだんだんだまねをされて、コピーされてもいいのかというところではないわけですよ。ただ、その会社の利潤のために一方で著作権が侵害されて、ひいては、そういった学術的な文献の出版が一つの業としてもう成り立たないような状況になつてしまえば、これは、本当に大きな意味での

學術振興を阻害する一つの大きな要因になつてしまふというふうには私は非常に危惧をいたします。

これは、分科会で議論された一と二と三とあつて、今回一と二ですけれども、こゝら辺のことに ついては、あくまでも内部資料という行政手続 ということで、これは業界団体も多分理解はされ ていると思ひますけれども、問題は、その三のこ ろが現状としても多分横行しているんじゃない ところという懸念を私は持つております。

そこら辺のきちつとした許諾のシステム、迅速 かつ幅広く、みんながデータを共有しながら、し かも、許諾をしつかりと対価を払つてできるよ うな、そういうシステムを一日も早くきちつとこ の際構築していただけますようにお願いを申し上げ て、質問を終わらせていただきますと思います。

○榊屋委員長 次に、松本大輔君。

○松本(大)委員 民主党の松本大輔です。

提案理由説明を見ますと、「法律案の内容の概 要について御説明申し上げます。」とありまして、 「第一に、放送の同時再送信に係る制度の見直し を行うこととしております。地上デジタル放送へ の全面移行に向け、その補完路として、IPマル チキャスト放送による放送の同時再送信が期待さ れております。当該同時再送信が本年末に開始さ れる予定であることから」というふうにあるわけ なんです、大臣、本年末に開始する予定を立て られたのは、つまり、この当該同時再送信を本年 末に開始しようとしているのは一体だれなんです か。

○加茂川政府参考人 お答えをいたします。

IPマルチキャスト放送による同時再送信が今 年度末、すなわち平成十八年度末に開始される予 定であることは、委員御指摘のとおりでございま す。(松本(大)委員「年末ですか」と呼ぶ)十八年 末でございいます。この十二月ということございま す。

これは、提案理由説明にもございしましたよう に、地上デジタル放送への全面移行に当たつて、 このIPマルチキャスト放送が、難視聴地域にお

ける放送受信のための重要な手段、有効な手段、 選択肢として大きく期待されておるといふことを 踏まえて、いわばその準備手続として、関係行政 機関それから関係会社とも連携の上、この手続が 進んでおるものと理解をいたしております。

○松本(大)委員 関係行政機関というのは何です か。

○加茂川政府参考人 関係行政機関と申しますの は、放送行政を担当しております総務省と私ども 文化庁が十分に事前に連絡をとりながら、なおか つ、知財ということについては政府の方針でもご ざいますので、十分に連携を図りながら、また は、参加できる業者については、私ども、総務省 から情報をいただきながら、この法案の準備にか かったということでございます。

○松本(大)委員 何かきのうのレクと違う回答を いただいているような気がしてならないんです が、今度は総務省に伺います。

○田村副大臣 密接に連携をしながら、その 中でこのような方向で決めさせていただいて、進 めていくという話でございます。

○松本(大)委員 実施主体は総務省であり、文科 省なんです。総務省の事務方で結構ですから御 答弁いただきたい。

○中田政府参考人 お答え申し上げます。

実際の放送を行うというふうに計画してござい ますのは、電気通信役務放送事業者でございます。(松本(大)委員「今、全然答弁が違ふじゃないで すか」と呼ぶ)

○伊吹国務大臣 私が答える。

先生のおっしゃっていることと私の理解が合っ ていれば、今の質問にみんなばらばらの答えをし ていると思ひますので、私がお答えを申し上げます。

そもそも、放送事業を所管しているのは総務省 でございますから、総務省がこの通信形態を認可 して、そして通信をする企業その他に放送の実施

を許可した場合に著作権上の問題が生ずる部分に ついて、この法律を我が省がお願いしているとい うことです。

○松本(大)委員 のつけから答弁が全く正解では なかったと、総務省の事務方と文科省の事務方 と、あるいは総務の副大臣、文科省であり総務省 なんだというふうなお答えがあった後、総務省の 事務方からは、いや電気通信事業者ですと全く食 い違った答弁をされていることについては、一体 何なんだろうというふうな疑念を抱かざるを得な いわけです。

つまり、提案理由説明にある当該同時再送信を 本年末に開始する予定を立てているのは電気通信 事業者であるという理解でいいんですかね。どう ですか。

○中田政府参考人 お答え申し上げます。

今大臣から御説明がございましたように、実 は、制度を現在御審議いただいております本法の 改正が施行されました場合には、そういうことを 前提といたしまして、現在、電気通信役務放送事 業者において実際のサービスの開始を検討してい る、そういうことでございます。

○松本(大)委員 そんなのおかしいですよ。電 気通信事業者が、法改正が終わつたらできるだけ 速やかにやりたいなというふうに思つていらつ しゃるんだつたらそれはわかるんですが、提案理 由説明の中に本年末に開始される予定と、何か国 会の審議がどうであろうとも、本年末には電気通 信事業者がやることになつていらっしゃるから、そ れがあたかも立法事実であるかのように、本年末に 電気通信事業者が同時再送信というのをやるか ら、だから今回法改正をするんですよ。つまり、 事業者の事業展開に合わせて、それに間に合わせ るためにこうやって急いで今回法改正をするん だ、こういうことになつていらっしゃるわけです けれど、これはおかしくありませんか。

○伊吹国務大臣 それは、先生の解釈は私は少し おかしいと思ひますよ。総務省が法律を所管して いて、その法律は当然国会で御審議をいただいで

いる、この委員会じゃないでしょう、総務委員会 で御審議をいただいでいます。そして、それによつ て放送事業者に事業を認可するということになれ ば、文部科学省の立場としては、権利を守つてや らねばならないという立場なんです。我が方 は著作権法を持つておつて、ですから、そういう 予定があるからこの法案をお願いしているといふ ことを言っているわけで、もう国会の御審議を全 く無視して、開設することになっておりますので という提案理由説明にはなつておりません。

○松本(大)委員 では、この本年末という根拠は 何ですか。

○中田政府参考人 お答え申し上げます。

もともと、現在、二〇〇三年から地上デジタル 放送というのを開始いたしました、二〇〇一年に 完全にデジタル放送に移行するというところで全 体の地上デジタルのスケジューリングが進んでお ります。そうした中で、地上デジタル放送の再送信 の手段というのが幾つかございますが、そういうす べての手段を尽くして二〇〇一年への移行を円滑 に進めてまいりたいというのが全体の大きな動き でございます。

その中で、IPマルチキャスト放送というもの も非常に有効な手段であるということで、従来か ら、情報通信審議会等の御答申でも、できるだけ 二〇〇六年末を目指して所要の関係者の準備を進 めていこうということで各種の準備が進められて きたということでございます。

○松本(大)委員 この本年末に開始される予定だ というのは、では総務省としても予定をされてい る、事業者もそういうふうにご予定していると承知 をされているということですか。

○中田政府参考人 お答え申し上げます。

これを実現するためにはいろいろな要件がござ います。例えば技術的な検証の問題でございま すとか、それから再送信を、もともと放送を行 う放送事業者側の体制等の準備がございすけれ ども、これらの諸準備については既に完了してい るところがございます。そういう意味で、ほとん

どの準備が整ったということで、残るは著作権法の問題が残っているということで、これがクリアできれば、実用化に向けてほとんどのハードルがなくなるといふふうに考えております。

○松本(大)委員 きこのレクで御説明いただいたことの中で、この委員会の場ではお話しにならないことがありますね。つまり、総務省がみずから手がけられていたら、つまり、総務省と、事業者による試行サービスというものを分けて考えるべきです、総務省がやっていたら、つまり、実証実験については、今回の法改正は絡まないとき、この説明をいただいたわけですよ。その説明と今の御説明は矛盾している、あるいはわざとそこら辺をばかして答弁されているといふふうに聞こえますが、いかがですか。

○中田政府参考人 お答え申し上げます。

若干事実関係で誤解を招くようなことを御説明したかもしれませんけれども、今実証実験として予定をしておりますのは、次の世代の技術ということでございまして、現在実用化されている伝送方式よりもっと高圧縮のような方式、技術的にはH・二六四と申し上げますような、そういう次の世代のさらに高度な伝送圧縮方式というものを実証する、そのことによって、例えば同時に二チャンネルが送れる、そういうことを実証したいというところでございまして、既に……(松本(大)委員)それは法改正に絡まないのかと呼ぶ。それは別に、今すぐできる方式というのは、これはもう技術的に検証しております。終わっております。

○松本(大)委員 実施主体と本年末というのにこだわっているのは、要するに総務省が、あるいは総務省と連携して云々というふうにとわざとばかりで答弁されているのは、総務省が本体でやられる予定の実証実験と、それから電気通信事業者がやられようとしている同時再送信の試行サービスというの、これは全く別物であって、後者の方だけが今回の著作権法改正が絡むわけなんです。この提案理由説明にある当該同時再送信を本年

末に開始する予定の主体というのは、あくまでもこれは事業者なんです。だから事業者の事業計画に合わせて、それが本年末に開始されるんだから、だから急いで改正しなきゃいけないんだ。お経読みの当日に野党質疑もやって採決まで予定する、非常に慌ただしい質疑になっていくんですよ。こういう状況になっているから、私はこれは明確に分けて答弁をしていただきたいといふふうに思っているんですね。

もしも、本年末に開始される予定だといふ電気通信事業者の同時再送信サービス、試行サービスの部分も総務省として絡んでいくんです、公的なサービスなんですとおっしゃるのであれば、つまり、立法事実になり得るぐらいの公的なものなんだ、公的な性格を帯びているんだとおっしゃるのであれば、では、その具体的な中身、実施時期、実施主体については把握されているんでしょうか。

○中田政府参考人 お答え申し上げます。

本件につきましては、電気通信役務放送事業者側の立場といたしましては、それを実行する上で、私どもの所管の法律の関係ではすべて用意ができておりまして、そういう意味では、準備ができた段階で彼らは法律を施行しようとする準備しております、私どもは、今そういう中で御相談は受けているということでございます。そういう環境がすべて整うということ……(松本(大)委員)だから実施時期はいつなんですかと呼ぶ。これはまだ、事業者の方で最終的に確定をするということでございます。その大きな要素として、本件の改正法が可決成立するかどうかということも含めまして、事業者におきまして現在検討しているところでございます。

○松本(大)委員 この問題については、私、きのう総務省からペーパーで回答をいただいているんです。具体的な実施主体や実施時期など個別の事項につきましては、現時点では、総務省として把握しておりません。というふうには、総務省は関知していないんだというふうにお答えになられ

ているわけですよ。

ですから、何かあたかも総務省が事業者と連携してやるようなことを冒頭からおっしゃっていただきますけれども、実は、総務省本体でやる実証実験の部分とそれから電気通信事業者がやろうとしている試行サービスとは全く別物であって、しかも法改正は後者の方にしか絡んでこないし、そして、その試行サービスがいつから行われるのかというのは、それは当然民間の独自のサービスですから総務省としても関知をされていない、こういうことになるんじゃないですかと思うんです。

実は同じような質問を文化庁さんの方にも私は投げかけておりまして、文化庁さんの方からはどういふ答えが返ってきたかという、文化庁長官官房著作権課さん作成のペーパーで、

IPマルチキャスト放送による放送の同時再送信については、平成二十三年のデジタル放送への完全移行を実現するため、平成二十年までに本格的に実施することが予定されています。

このサービスの本格実施までに技術上及び運用上の仕組みを確立するため、本年十二月末には総務省の実証実験という形で株式会社アイキャストが約五十世帯を対象に地上デジタル放送の同時再送信を開始する予定です。現在、総務省を中心に、技術面及び運用面の条件の整理等について着実に進められているところです。なお、当初はSD品質で開始することが予定されていましたが、これまでの実証実験の結果、HD品質で開始されることとなっております。

とありますけれども、総務省さん、この回答は正しいんですか。

○中田政府参考人 お答え申し上げます。

先ほど申し上げましたように、現在、地上デジタル放送の方は着々と進んでおりまして、その再送信という手段の一つがござります。けれども、これについては、地上デジタル放送を再送信する現実のサービスというのはCATV等で行われているわけでございます。

信、IPマルチキャストの再送信、これにつきましては、今、放送事業者側等も、従来からない形態ということで、同意をするような条件等もできなかったわけでございますけれども、こういうものも着々と準備をまいりまして、ほとんどのハードルはすべてクリアをした、いつでも放送事業者が現実の問題としてできるところまで来ているということでございます。

そういう中で、現在、今回の著作権法の改正というものが最後の大きな課題であるといふふうに認識をしております、これが整えば、本格的なサービス開始に向けてすべての条件が整うといふふうに考えております。

具体的にお話ございました実証実験、これは私も総務省の方でやっておりますけれども、これは今すぐやろうとされているような技術の実証実験ではなくて、さらに高度な技術上の実証実験をやっていることとございまして、このような実証実験については、具体的には、放送事業者のサービス、具体的な商用サービスあるいは試行サービスを、その一部を変えて行うような形になるのが現実的であるということ、一つの実用的なサービスと、その上に関連した実証サービスというのを関連づけて行われるということが好ましいというふうに考えております。そういう意味では、先生がおっしゃるとおりであると考えております。

○松本(大)委員 長い御答弁をいただいたんですが、では、もっと具体的に絞りますね。

「本年十二月末には総務省の実証実験という形で株式会社アイキャストが約五十世帯を対象に地上デジタル放送の同時再送信を開始する予定です。」これは正しいんですか、本場に。私のおっしゃるとおりだとおっしゃったけれども、それで正しいんですか、本場に。

○中田政府参考人 お答え申し上げます。

実証実験につきましては、NTTコムの方で行うということで現在進んでおります。(松本(大)委員)正しくないじゃないですかと呼ぶ。コムの

中の一部に御指摘の企業が参加をしている、NTTコムの下で参加をしているということでございます。

○松本(大)委員 それは地上デジタル放送の同時再送信なんですか。

○中田政府参考人 はい、そうでございます。

○松本(大)委員 きのうのレクではそのようにおっしゃっていませんでしたよ。あくまでも圧縮技術の何か実証実験みたいなのをやっていらっしゃるのであって、要するに放送波は絡まない部分が総務省本体でやっていらっしゃる部分だ。本場にそんなんですか。ちょっと確認してください。

○中田政府参考人 お答え申し上げます。

純粹技術的な実験であれば、当然いろいろなやり方がございますけれども、現実の地上波デジタルを再送信するという形が、それを使っていることが、一番技術的な検証としても意味があるものというふうに考えております。そういう意味で、地上波デジタルの再送信というものをぜひ土俵にしたいというふうに考えております。

○松本(大)委員 地上デジタル放送の同時再送信を総務省本体が本当にやられるんですか。

私は、きのうのレクでは、何度も繰り返してまいりますけれども、電気通信事業者が地上デジタル放送の同時再送信をするのに今回の法改正が必要なのであって、総務省がやっていらっしゃるのは放送波は絡まない部分なんだ、例えば圧縮技術などの実証実験なんだ、その部分は法の改正にはかわかっていないんだというふうな御説明だったんです。本場に今の説明は正しいんですか。きのうと随分違っていますよ。

○中田政府参考人 お答え申し上げます。

地上デジタル放送の再送信もこの実証実験の中でやるということで、現在、総務省からの委託というものを考えております。

○松本(大)委員 もしそうだとすれば、きのうの長い長いレクは一体何だったんだと、私は非常にびっくりしております。

これはそのとき、文化庁の担当者の方にも確認をして、そして総務省の方にも確認をして、こんな説明はしていないんだ、総務省としてはこういう説明はしていないんだ、誤りがあるということ、文化庁の方にも確認をして、それは文化庁として総務省に最終確認をせずにペーパーを出してしまったんだというふうなでんまつだったわけですね。

ですけども、何か今の話だと、いや、違っていますと、何かつじつまを合わせるようなことを言われて、きのうとは違う説明を今私にここでされているというのは、私は、議院の国政調査権に基づいて質問をしている、資料要求をしていることについて、きのうときとですっかりと答えを変えられる、しかも質問取りという大事な前提が変わってしまうというのは、もうこんなことでは質問取りは受けられませんよ。

では、本場にきのうの説明と違うということですよ。よろしいんですね。

○梶屋委員長 大丈夫ですか。きちっと答えてください。総務省中田大臣官房審議官。

○中田政府参考人 失礼いたしました。

二つの話が少し混同しているようでございまして、私どもの方の説明がちょっと混乱をしておったということ、改めて御説明申し上げます。

民間の事業者が現実の問題としてサービスができるといことは、もう既に技術的にも確立をしております、これについては、放送事業者の方で具体的な条件がクリアされ次第、すべて試行しよう、始めようとしております。

それとともに、私も総務省の方で実証実験をしようとしておりますのは、さらにその次に、よりすぐれた伝送方式というのについて実証実験をしていこうということございまして、それをリンクさせて、できれば実証実験というものを、単なる実験場であるということではなくて、より実用に近い場面で実証を行うことができれば、それはより効果があるだろうということ、二つを、現実の場面では連携をしてやっていく、そう

いうことでございます。

○梶屋委員長 それでは、田村総務副大臣、明確なお答えをお願いします。

○田村副大臣 昨日のレクでうまく先生の意図がこちらに伝わっていなかったというか、こちらがうまく受けとめていなかったという部分で、多分、いろいろなやりとりの中で誤解が生じて御迷惑をおかけしたんだと思います。その点はおわびを申し上げます。

今回のことは、今も御説明ありましたとおり、技術的にはほぼ同時再送信ができることまで来ております。業者がそれをやるということは、確かに民間のことではあります、一方で、地上波デジタルというものが一〇〇%、これは二〇一一年に各世帯に行き届くようにという目標を立てておりますが、ただ、ロードマップを見ますと、どうしてもまだ一〇〇%にいかない、九九でとまっている、そこをどうするかというときの一つの決

め手にこれがなるといことで、我が省といたしましてもこれを進めていくという方向性がある中で、できる限り早く権利関係というものを整備したいということ、今回、文科省さんと相談をさせていただきまして、このような法律を提出させていただいていくということでございます。

○松本(大)委員 ひとつ時間の関係もあるのですが、質問に移りますけれども、もう一つ、私の提案理由説明の中で確認しておきたいのは、補完路という言葉なんです。本年末という単語と補完路という言葉は、私はこれは非常に重要だと思っているんですよ。つまり、緊急性がある、必要性が高い、これはマストの話で、しかも本年末とくつも切られていきますよ、だから急いで審議するんですよ、そういう意味で、この補完路それから本年末という言葉は、私は非常に重要だと思うんですよ。

そこで、本年末の実施主体はだれかという質問をしてきたわけなんです、もう一つ、補完路という部分について、もう少し詳しく御説明をいただけますでしょうか。どういう趣旨でこの補完路

というふうな言葉を用いられているのか。

○伊吹国務大臣 提案理由説明は私が申し上げます。

今、総務副大臣がお答えになりましたように、地上デジタル放送というのは、もう全面的にそれに切りかえていくということは方針として決まっているわけですね。ただし、地上デジタル放送は、御承知のように、必ずしもすべての地域でこれが受けられるということではありませんから、見えないところがあるわけですよ、当然。それを補完するものとしてIPマルチキャスト放送という放送が非常に重要だということは、これは先生も御認識なさっていると思います。

我々の立場からしますと、いつ放送が始まるか、そんなことは、著作権の立場からいえば関知しないことですよ、率直に言えば。ただし、民間放送事業者がそこへ入ってくるということになると、我々の立場からすると、著作権を保護する立場です、その保護は当然しなければならぬので、総務省が今年末に民間放送事業者がそこへ入ってくるおっしゃるから、この法律をお願いしているという論理構成だと思っております。

○松本(大)委員 今の大臣の最後の方の答弁だと、本年末に民間事業者が入ってくるから文科省として法改正をするんだ、著作権法改正をするんだというふうな聞こえますので、やはり事業者の事業展開に合わせて本年末に合わせた法改正をするのか。

次の質問に移りたいんですが……伊吹国務大臣「そうじゃないよ、ちょっと待った、それは違う」と呼ぶ

○梶屋委員長 伊吹文部科学大臣。

○伊吹国務大臣 それは、民間放送事業者が入ってくるというのは、公益のために総務省が許可をするから入ってくるんですよ。何も民間の人がも入れるためのわけじゃないですよ。自由に入れるのなら、事業法で縛る必要はないでしょう。だけれども、デジタル放送を補完する放送手段として公益上必要だと思っ

るから、しかし、その放送が、民間事業者がその主体として行う場合には、やはりこちらとしては著作権を守ってやらなければいけないのであつて、民間放送事業者に合わせて云々しているわけじゃないんですよ。これは、許可、認可の対象になつていくわけでしょう、事業法から。だから、何も民間のもうけ仕事のために合わせているというふうな誤解を受けるような表現は、私は適当じゃないと思いますよ。

○松本(大)委員 公益のためだということなんですけれども、それで補完路という表現もあるわけなんですけど、ただ、情報通信審議会の第二次答申には、条件不利地域に限らずというふうな表現がありまして、ですから、これは必ずしも補完路ということには限っていないというふうに一見読める。これは総務副大臣に伺います。

○榎屋委員長 田村総務副大臣、簡略にお答えをお願いします。

○田村副大臣 もちろんそれ以外にも、そのような難視聴地域以外でもこういうものが将来広がっていく可能性は十分にありまして、今回のことに關しまして、そのようなことが認められれば、そういう地域にも、当然のごとく、流れる可能性というものは十分にあるということであります。

○松本(大)委員 総務省とのやりとりで時間が経過してしまつたのが非常に残念なんですけれども、一方で、第三次答申には、「IPインフラを活用した補完措置については、条件不利地域、あるいは都市部における難視聴対策に限って認めるべきであり、大手通信事業者が事業の採算性だけでサービスすることを避けるべきではないか。」という指摘もされているわけでありまして、補完を超えて単なる選択肢の多様化ということなのであれば、これは、提案理由説明に、補完路並びに選択肢の多様化というふうな形で表現すべきであつて、補完路という、何かいかに、あつたらいいなではなくて、どうしても必要なものだという表現を用いて今回の法改正が行われているというの、私はどうも違和感を覚えるということ

最後に指摘しまして、質問を終わります。

○榎屋委員長 次に、川内博史君。

○川内委員 川内でございます。おはようございます。

委員長、与野党の理事の先生方のお許しをいただきまして、発言をさせていただきます。大臣、よろしくお願ひを申し上げます。

本日は著作権法の改正案がテーマでございますが、その前に、昨日衆議院を通過いたしました貸金業の規制法の改正案に關して、これは文部科学省にかかわる問題でございますので、文部科学大臣に話を聞いていただいて、御所見を承りたいというふうに思います。

それはどうということかと申しますと、高校家庭科の授業の消費者教育で、消費者金融大手六社が組織する消費者金融連絡会、今は一社抜けて五社になつておりますが、当時は六社、消費者金融大手六社が企画、発注をした十六分のビデオを高校家庭科の教材として文部科学省が文部科学省選定のお墨つきを与え、消費者金融の宣伝と言つていいんではないかと、に手をかし、今政府は多重債務者対策本部を設置して、政府を挙げて多重債務者問題に立ち向かうというときに、このビデオを文部科学省選定ビデオとしておくのは甚だ不適当ではないかということ、私は一昨日の財務金融委員会で金融担当大臣に申し上げ、金融担当大臣は、関係各所と協議をし、対応を考えたいという御答弁をいただきました。

それから間一日入りました、きよになつていくわけでございますが、私は、財務金融委員会で文部科学省の事務方の方にお伺いをしたら、消費者金融連絡会が企画、発注をしたということを知りなかつたというふうにおっしゃられました。企画、発注をしたことを知らなかつた、したがつて選定をしてしまつた。しかし、指摘をされた時点で初めて知つたんだ、消費者金融の会社から企画、発注されたということを初めて知つたというふうにおっしゃいました。

消費者金融の会社が、これは今はまだ規制の対象である業界団体ですからね、消費者金融連絡会というの。貸金業規制法で規制されている業界の団体が企画、発注をしたビデオでございますが、私も、ビデオの内容、十六分見ましたけれども、物を買うのに三つの選択肢がありますというんです、このビデオの中で、一つ、お金をためる、二つ、消費者金融からお金を借りる、三、あきらめると、三つしか選択肢がない、三つ選択肢があるという。ほかにもいっぱい選択肢はありますよ、ね、人生の中には。明らかに消費者金融の利用を勧める。さらには、契約を守れ、契約を守らないと人間として信用されなくなります。御丁寧に外人を出してきて、いや、お金を返すと次借りるときにいっぱい借りられるからねとか言わせるわけですよ。

これは私は大問題なビデオだというふうに思いますが、文部科学省選定ビデオというものをこの消費者金融が発注、企画したものに関しては見直すということ、間一日おいて御検討の結果をちよつと教えていただきたいというふうに思います。

○伊吹国務大臣 私は、朝から晩まで参議院の教育特に座りつ放しでございますから、まことに申しわけありませんけれども、財金委員会ですという話があつたか、まだ報告は受けておりません。

先生にお伺いしたいんですが、質問の中でおっしゃっていただければいいと思いますが、消費者金融というものは違法ではないということ、は十分御理解の上だと思ひます。現下の消費者金融の仕事ぶり、やり方が法令に違反したり反社会的な行為があるということですね。ですから、それは糾弾されねばならないと思ひます。また、その違法性あるいは反社会的な行為を助長するような内容になつていくのであれば、それは私はまことに不適当なことだと思ひます。

ですから、多分それを宣伝に使つたとか、先ほど来御質問の中にそういうお言葉がありましたから、そういう違法性あるいは違法な仕事ぶり、反社会的な仕事ぶりをしていく企業の団体が、その

違法性、反社会的な仕事に人を引き込むような宣伝、先ほど宣伝という言葉を使われましたが、これを使つていくということであれば、それは私は非常に不適当なことだと思ひます。

問題は、消費者金融というもののそのものは法律によつて認められている業種です、商法によつて設立をされ、そして金融庁の業務開始許可を得て業務をしており、そして、公共的な性格を持つておる大新聞やテレビもみんな、違法な行為、反社会的な行為が明るみに出るまでは平然とコマーシャルを載せておつたわけですね。

ですから、違法あるいは反社会的な行為をやる前に文部科学省がそれを認定しておつたのなら、これは私は、けしからぬというのはちよつとどうかと思ひます。ただ、既に、反社会的な行為、そして法律違反、多重債務、そんなことが明るみに出ておるときに、その団体がつくつたものをもし認可していただければ、それはもうまことに、先生がおっしゃつておられるとおり文部省認定というふうなお墨つきを与えておつたのなら、それは非常にけしからぬことだと思ひます。また、それを学校現場へ持つていって、消費者金融会社の人がそこへ来て、消費者金融を勧誘するようなことをやつていくというふうなことがあれば……(川内委員)やつていくんですよ(と呼ぶ)いやいや、ちよつと待つて。あれば、それは今度は、文部科学省の認定ということを与えた時点の後でそういうことが起こつていくのなら、当然それはもうやめさせるべきことだと思ひますね。

○川内委員 まさしく今大臣がおっしゃられたとおり、消費者金融の社員が高校に出かけていって、そのビデオを見せて、契約が大事だ、約束は守りましょう、お金を返しなさい。それは、言つていくことは正しいですよ。だから、私は、法令に違反しているとか法律に違反しているなんて言つていないじゃないですか、さつきから。本当のことを言つていないと言つていくんですよ。この教育映像等審査規程、これは文部科学省が

制定したものです。「審査は、申請された映像作品等のもつ教育上の価値を主とし、次に掲げる基準に従って行う。」「内容について」「正確なものであるか。」「信頼できるものであるか。」と書いてあります。利息制限法という言葉もなければ、出資法という言葉も出てこない。そして、消費者は利息制限法を超える金利については支払う義務はないのだというような、正確なことは何一つビデオの中では出てきませんよ。それを、サラ金の社員が言っている、皆さん、お金がないとき、欲しいものがあつたら何しますか、一、お金をためる、二、消費者金融から借りる、三、あきらめると。皆さん、借りたいてしょう、借りて返せばまた次はたくさん借りられますよと。そんなものが消費者教育なんですか、文部科学省、田中さん。

こんな答弁を大臣にさせたらだめだと言ったじゃないですか、きのう。きょう、お母さんたちだって、子供たちだって来ているのに。そんなビデオは即刻取り消しますと言わせないでだめですよと、きのう言ったじゃないですか。(伊吹国務大臣「ちょっと待った、待った」と呼ぶ)

○榊屋委員長 伊吹文部科学大臣。

○伊吹国務大臣 失礼ですが、役人が大臣に対して、言わなければならないという立場には、私はおりませんよ。(川内委員「だが、見ていないとおっしゃった」と呼ぶ)いやいや。(川内委員「はい、はい、はい」と呼ぶ)

○榊屋委員長 ちょっと待って。

○伊吹国務大臣 だけど、言わなければならないといふと、役人に命令されるような立場には私はおりませんよ。

○川内委員 大臣、問題の本質と違うところで、そうやって問題をずらしちゃだめですよ。

私が申し上げているのは、田中さんに、大臣にしっかりと説明をして、大臣がしっかりと御答弁できるようにと、私はきのう申し上げたんですよ。大臣はお忙しいから、ビデオをこらんだく時間もないし。でも、このビデオは文部科学大臣が選

定すると書いてあるんですからね。だから、大臣にしっかりと説明をされて、そして大臣にしっかりと答弁をしていただくようにしていただかないと、きやいけませんよと、私が田中局長の下にいる課長補佐さんに申し上げたんですよ。だから、大臣にどういふふうに言うかは、それは文部科学省の中のお話であると、そういうことを御理解ください。私の言い方が悪かったら謝ります。どうも済みません、どうも済みません。

ただ、私が言いたいのは、このビデオをこのまま学校教育の現場で使わせておくことが果たして本当の消費者教育なんですか、それを文部科学省の生涯学習局はどう思っているんですかということですよ。

○伊吹国務大臣 今のような違法性のある商売をしていることが判明した現在において、その仕事を助長するようなことを学校現場でこのビデオを持っていてやるということとは、それはやめさせなければいけませんよ。それは当然のことです。

私が申し上げたのは、先生が田中さんと指を指して、大臣に答弁をさせろということをおっしゃったから、これは先生自身を辱めていることになるんですよ。議院内閣制のもとでは、我々議員が、民主党も内閣を形成される場合があるんですから、その大臣や国会から入っている者が、役人に答弁をこういふふうにさせるなどと言われるような立場に国会議員はないということを申し上げているんですよ。

○川内委員 だから、それは謝ったじゃないですか。どうも済みません、大臣。申しわけなかつたです。それはもう終わりました。謝罪をいたしました。

私が問題にしているのはこのビデオのことでございませう。局長、どうなんですか。

さらにもう一つ言えば、このビデオの企画、制作の段階で、文部科学省出身者が消費者金融連絡大会に協力して、このビデオの企画、制作に携わっているということもあわせて答弁してください。

○田中(社)政府参考人 お答えを申し上げます。御指摘の「カード社会をどう生きるか」というビデオにつきましては、文部科学省の教育映像等審査制度によりまして文部科学省選定となったものでございます。当ビデオに関しましては、高校生や青年、成人向けの消費者教育の教材として、カード社会で生きていくためには自分自身の責任を果たすこと、自己責任の重要性を表現しておるということで、教育上の価値が高いと判断されて、文部科学省選定となったものでございます。

ただ、文部科学省の選定ビデオの選び方に関しましては、申請時におきましては、制作者から申請をしていただきまして、その企画をだれがしたかというようにお聞きしては申請の中では問わないことにしておるところでございます。したがって、そのときにおきましては、このビデオが消費者金融連絡会が企画したビデオであつたということ把握しておらなかつたところでございます。

現在、先生から御指摘を受けまして、このビデオがどのような使われ方をしているのか、私どもとしても、実態を踏まえて関係機関とも協議をしております。

○伊吹国務大臣 先生、つくった時点で消費者金融の違法性あるいは反社会性があつたかどうかというの、これはいつの時点でつくつたかというの、一つです。それからもう一つは、もうそれがわかつている現時点において、それをいかに自分たちの商売に使う、今先生がおっしゃつたとおりのことを現場で言っているかどうかは確認してみないとわかりません。先ほどもかなり激烈なお言葉で表現された後、随分丁寧に私の立場を申ししゃくしていただいた言葉にかえていただいたわけだから、現場の表現がどうであつたかということはよくチェックしてみないといけません。

いずれにしろ、現在、反社会的な行為として違法性があると言われているものが、それを助長するような行為をこのビデオを使って学校でやって

いるという実態があるならば、それは即座に私の方でやめさせます。

○川内委員 ありがとうございます。

学校の現場で使っているようなことがあればやめさせるという御答弁をいただきました。

それだけではなく、文部科学省選定ビデオという、この選定の取り消しをぜひ御検討いただきたい。なぜならば、もしお許しをいただければ大臣にお渡ししますが、これはパッケージのコピーですが、「推薦の言葉」として、ある大学の教授、名前は個人情報ですから申し上げませんが、教授として「元文部科学省主任視学官」と括弧で、元文部科学省主任視学官という方が推薦の言葉をこのビデオにつけていられるわけですよ。消費者金融連絡会が企画、制作したビデオ。こういう箔づけをしながら、消費者金融の方たちは消費者教育の現場にすうっと入り込んで、借りたお金は返し

しょう、借りたお金は返ししょうと。グリーン金利のことは一切言わないですからね、ビデオの中で。大臣がおっしゃつたやめさせるといふ言葉の中には、選定を取り消すということも含まれるという理解でよろしいでしょうか。

○伊吹国務大臣 これは、私は、申しわけないんだけど、実はそのビデオの内容を見ておりませんので、断定的なことをここで言うのはいけません、グリーンゾーン金利だとかどうだとか、これはどこ向けのビデオなんですか、小学生ですか、中学生……(川内委員「高校です」と呼ぶ)高校ですか。高校だと……(川内委員「二〇〇一年」と呼ぶ)

ですから、二〇〇一年に認定をした時点で、今だからこそですよ、今だからこそこの問題は問題になったわけですよ。ですけれども、二〇〇一年のときは、今この消費者金融をめぐるものに批判してたいという大新聞から何からみんな広告を載せておつたわけでしょう。ですから、その認定をした時点で内容が別に合法的なもの、正しくないものでなければ、取り消すかどうかは私は非常に難しい問題を含んでいるということを最初

に申し上げたわけですよ。

しかし、その後、違法性がずっと出てきたり、いろいろなことが明るみに出てきて、しかもそれを使って自分たちの商売の宣伝にするというようなことはまずやめさせなければならぬし、現時点においては、そのビデオを使うことは、例えば文部科学省認定ですか、というものがつてあるんならば、それは使うことはもうお断りしますということは言わないといけないと思うんですよ。しかし、さかのぼって、その時点で認定をしたものを取り消すかどうかということは、それだったら各大新聞から何かがみんな出していたコマースナルもみんな消せということになると、やはり後から確かに違法性があつたということは二〇〇一年のときはわからなかったわけでしょう。

だから一番最初に私が申し上げたのは、消費者金融というのがルールにのっとって、そして国の法律を守ってきちっとお仕事をされて、反社会的な取り立てだとか何かがなければ、それはそれで、先生も別に御反対になつていくわけじゃないんですよ。消費者金融というものを悪と認めて抹殺するんなら別ですよ。それは違うわけでしょう。ですから、今のような状態から見て、これを学校現場で使ってもらうのは困るし、そしてまた文部省認定などということ振りがざしてもらうんならこれは取り消さねばならないよとか、あるいはこれを使うことはお断りしますよということに申し上げなければいけない。だから、よく金融庁とも話してみよう、それは。

○川内委員 ありがとうございます。

あと八分ぐらいしか時間が残つておりませんが、さらに、本題に入る前にもう一つ。本題は四問ぐらいあるんですが、未履修のことをちよつとお伺いさせていただきますんですけども。

実は、教育特で大臣と未履修のことをちよつと議論させていただきましたが、金沢大学という大学が、「二〇〇二／二〇〇三年度」教育改善のための新入生アンケート」というのをとっておりまして、この中に、七ページに、データをいろいろ

分析して、「高校で必履修のはずの世界史が、世界史A・Bの履修者を足しても一〇〇％にならない、三〇％近い学生は世界史を学んでこない」というふうな、世界史が未履修だということが金沢大学のレポートに出ております。

金沢大学の副学長さんとか事務局長さんというのは、調べましたら、文部科学省から出向していらつしやる。こういうレポートをどのようにお取り扱いになられたのかということをお教えいただきたいと思ひます。

○清水政府参考人 お答え申し上げます。

御指摘の金沢大学の、大学の教育改善に生かすためのアンケートにつきましては、平成十四年以降金沢大学の事務局長として在職した者から事情を聞いたところでございますけれども、いずれの者も、このような調査が金沢大学において行われていたこと、そしてその調査結果についても承知しておらず、私どもにも報告はなかったということでございます。

○川内委員 承知しておらずと、今大変なことをおっしゃられたんですが、知らなかったから我々に責任はないのだという論理をおとりになられるんでしようが、ちよつときよは時間が、著作権法のこともお聞きしたので、この問題についてはまた高等教育局に聞きますが、文部科学省はこの未履修をすべて知らなかったから責任がないということと済まそうとしていられるようであります。それは法令上大変大きな逆の責任を発生させるのではないかとこのように思ひます。

もう一つだけ。

長崎県と熊本県で平成十一年、先ほど野田議員もおっしゃつていらつしやいましたが、平成十四年の兵庫県も全県内の高校を調査したわけでありますが、さらに言えば、熊本県は、長崎県で未履修があつたということ聞いて、もしかしたらうちの県でもあるのではないかとこのことをお考えになられて調査をされたという経緯を聞いております。

そういうもろもろの経緯の中で、長崎県、熊本

県、兵庫県、広島県、それぞれその県に特有の事情だという御判断をされた、その特有の事情をそれぞれ県の県について教えていただきたいと思ひます。

○鎌谷政府参考人 まず兵庫県でございますけれども、当時の兵庫県におきましては、法令等に照らしまして不適切な事例が多数発生をしております。当時の文部省から、学校の管理運営については正が必要との指導を受けている状況にございました。具体的には、職員会議や学校評議員に關不適切な確認書の存在等があつて、こういったことを含めまして是正指導を行っている状況にございました。当時、未履修問題については、このような兵庫県の状況を背景としたものであるとらえまして、これが全国的な広がりを持つところまでは思ひが至らなかったものでござい

それから、長崎県や熊本県につきましては、未履修に該当した学校数も比較的少なく、全国的な実態調査を行わず、当該県教育委員会に対して指導を行うということにより対応したものでござい

ます。特に県特有ということはこの両県につきま

してはないというふうに思つております。

○川内委員 また、この件についても次回に譲ら

せていただきたいと思います。

それでは、法案の方に入らせていただきます。

(伊吹国務大臣)もう時間ないんじゃないの」と呼

ぶ。時間はないんですが、時間はないけれども、濃

い質問をさせていただきますと思ひます。

今回、IPマルチキャストについての法改正をするということでございますけれども、その前に、まず、有線放送の分野について、本来であるならば、有線放送に与えてはいけないというか、国際条約上認められていない権利を有線放送に与えていることはいいのか。そしてまた、与えてい

○加茂川政府参考人 お答えをいたします。我が国の著作権法では、有線放送事業者が著作隣接権を付与しており、また、有線放送事業者が自己の有線放送のために行ういわゆる一時固定を認めるなど、有線放送について無線放送と同様の特権を与えているわけでございます。

こういった国内法の権利規定、有線放送に関する法制度を定めるに当たりましては、我が国が締結しております条約に違反することがないよう十分検討して規定しておりますものでございまして、私どもは、有線放送に關するこれらの特権について、国際条約に違反することには当たらない、違反はないと思つておるのでございます。

確かに、国際条約を少し付言させていただきますと、ベルヌ条約には、放送のための一時固定のような、有線放送のための規定は置かれていないわけでございます。しかし、私どもとしましては、有線放送については一時固定を認めないという趣旨ではないんだと理解をしております。

と申しますのは、同条約では、特別な場合に、著作物の通常の利用を妨げず、かつ著作物の正当な利益を不当に害しない場合には著作権を制限することができるといふ規定もあるわけでございます。著作権法四十四条二項が具体的に關係するわけでございますが、これは、この条約の範囲内の規定であると理解をしておりますからでございます。

○川内委員 今、加茂川次長が、国際条約には違反しないと思つていられる。思つていられる内容

をその後御解説されたわけでございますが、この

件についてもまた次回に譲らせていただきます。

最後に大臣に。大臣は先ほどから、著作権法は権利を保護するためのものであるというふうな御答弁を繰り返しておつしやうしていらつしやるんですが、他方、著作権法的一条は、目的として、「著作

者等の権利の保護を図り、もつて文化の発展に寄与することを目的とする。文化の発展」というところが一番大事な点だ。すなわち、保護と利用のバランスをとつて文化を發展させていくことが著作権法の目的ですということを書いておりま

す。

伊吹大臣、これからの二十一世紀型の著作権法制度全体のあり方について、パブリックドメインという言葉がありますけれども、著作物あるいは文化の共有とも言えいいんでしょうか、この言葉をこれから著作権法の世界で私は大事にしていかなければならないというふうに考えております。パブリックドメインの社会的意義、そしてまた著作権法との関係について、政府の基本的な、大臣のお考えを聞かせていただきたいと思ひます。

○伊吹国務大臣 これはやはり日本国憲法に基いて物事は判断すべきであつて、権利というものは大変重要なものですから、これが無いがしろにされてはなりません。特に、先ほど来お話があるように、文部省のお墨つきをもらつて自分の商売の種に利用するというのがよく似たように、権利だけを主張したらこれはもう社会は成り立たないんですよ。だから、それはあくまで公共の福祉の範囲の中で日本国憲法も注記しているわけですね。

ですから、権利で保護された人がどこまでその権利を行使するかというのは、やはり公益とのバランスで決定されていかねばなりませんから、例えば、保護されている期間の問題、あるいは先ほど来も御質問があつたように、公共目的の場合には権利は制限されるということがありますから、そういう視野に立つて、先生がおっしゃつた日本の公益、文化の発展ということも公益の大きな一つの柱ですから、ここを良識的に判断していくのがやはり政治家であり、その政治家を信頼して自分の主権をゆだねていただく国民がおられるという社会が文化的に発展すると思ひます。

○川内委員 全く同感であります。

○榎屋委員長 次に、石井郁子君。

○石井郁子委員 日本共産党の石井郁子です。

著作権は、今もお話にございましたけれども、著作権法に「文化的所産の公正な利用に留意しつ

つ、著作等の権利の保護を図り、もつて文化の発展に寄与することを目的とする。」とあるように、文化の発展のための大事な制度でございます。とりわけ、内容のよしあしには国は関与しない、権利を守るという特徴を持っていると思ひます。我が党は、これまで著作権法改正に当たつて、権利者の権利を充実させ保護するとともに、公正な利用を図るための措置には積極的に対応してきたところでございます。

その上で、本法案について質問をいたします。まず、著作権等の侵害についての罰則強化の問題なんです。罰則の強化でいえば、二〇〇四年の改正で、個人罰則における懲役刑が既に三年以下から五年以下に改正されて、昨年の一月から施行されております。なぜ再び、今罰則の強化をするのか。この点では、著作権侵害の特殊性については考慮したのでしょうか。お答えいただきたい。

○加茂川政府参考人 このたびの罰則強化についての改正案についてお尋ねでございます。

このたびの罰則強化の背景としましては、いわゆるデジタル化、ネットワーク化といった急速な技術革新が進展する中で、大量かつ高品質の著作物のコピーが容易に作成され得る、または流通でさるような状態が生じてきておりまして、その権利に対する侵害の機会または規模が大変高まってきたという状況を私どもはまず考えたわけでございます。

また同時に、著作権は知的財産の一種類になるわけでございますが、知的財産の保護を強化していく、知的財産立国を実現するというのが政府全体で取り組んでおる課題でもございます。このことを踏まえまして、既に本年の通常国会における法改正によりまして、特許法等の産業財産権法における罰則が強化されたわけでございます。

著作権も、先ほど申し上げましたように、知的財産権の重要な構成要素でございますし、我が国にとりまして、国民の文化的、経済的活動を支える重要な権利でございますので、著作権侵害に係

る罰則につきましても、先ほど申し上げました、本年通常国会において成立しました特許法等の改正と同程度の引き上げを行う必要があると考えたものでございます。

○石井(郁)委員 今お話しのように、特許法、意匠法等の改正とのいわば横並び的な発想でということだと思ひますけれども、このときにもいろいろ意見があつたと思うんですね。我が党は、やはり刑事罰の強化による弊害の懸念があるということと反対をしてきたところでございます。

それはそれとして、とりわけ著作権という問題なんです。思想または感情を創作的に表現した著作物の創作によつて成立するという特殊性があると思ひます。この点、日弁連も、保護の外延があまりに著作権の侵害に対して、かような重く法定刑が科されるおそれがあるとすれば、後発創作行為者に対して心理的な萎縮効果を及ぼし、かえつて自由な創作活動を阻害することにもなりかねないという指摘がございます。だから、産業財産権と同一に扱うべきではない、扱えないというふうに思ひます。

刑事罰という、国が直接かわるわけですから、まさに憲法上、内心にかかわる問題としても慎重であるべきだということに思ひます。やはり著作権侵害の特殊性という問題、先ほど御答弁はなかつたんですけれども、大臣、いかがでございますか。

○伊吹国務大臣 これは、先生、ずっと詰めていきますと、著作権の対象になっているものは、思想的なもの、文化的なものから、ずっと動いていて、先ほど牧先生がおっしゃつたような経済活動に直接関与してくる論文その他まで広範にかかわつてまいりますね、著作権の対象というのは、ですから、確かに、これは行政庁への登録ではない権利ですから、先生がおっしゃつて文化の側面についてはなるほど私は思ひますが、しかし同時に、先ほどのような、明らかに企業が自分たちの営利行為に使うということになる

と、これはもう、言うならば、登録商標あるいは特許の対象と極めて近いものも含まれておりますから、その間をどういふふうに分けるかということになつてくると、政府がそこへ入つていくのはどうかなという気もしますし、先生のお気持ちはよく理解を私にできますが、一般論としてはやはり同じに扱う、そして、むしろどちらかというと権利の所有者が、先ほど川内先生もおっしゃつたように、権利の行使についてできるだけ抑制的にやつていくということとで処理していかないとなかなか難しいんじゃないかと思ひます。

○石井(郁)委員 知的分野は本当に急激な変化をしていく分野でもありますし、今お話しのように、経済活動に直接する部分での問題をどう考えるかということは確かにあると思ひますが、しかし、これは国際的に他の国も同様に抱えている問題でもあるというふうに思ひます。

そこで、では、こういう罰則強化を国際的な動向と比べてみますとどうかということなんです。文化審議会著作権法分科会の報告書の中にございましたけれども、アメリカでは最高五年以下の禁錮です。イギリス、フランスで最高二年以下の禁錮、イタリアでは六カ月以上三年以下の禁錮なんです。期間も短いし、懲役ではなく禁錮だとなつていくということに私はちょっと注目したいと思ひます。

それと日本の五年以下の懲役、これ自身、他国と比べて非常に重い。その上で倍にするわけですから、十年以下の懲役に引き上げるというのは他国と比較して余りにも突出しているのではないかと。なぜこれを今行う必要があるのかという問題についてでございますが、大臣、いかがでしようか。

○加茂川政府参考人 お答えをいたします。

いわゆる罰則の規定状況、委員御指摘のように、国によつてさまざまであるわけでございます。懲役刑のみならず、禁錮刑の差にとどまらず、期間についてもさまざまでございますが、日本以外にも懲役刑を科しておるのは、例えばお

隣、韓国の例もございまして、期間も国情によってさまざま、これはそれぞれの国が構えております刑事法とのバランスが背景にあるからだと思っております。

一方で、委員先ほど御指摘ございました著作権の特殊性といいますが、産業財産権である特許権等とは違うではないかという御指摘があることも私どもは十分承知をしております。今回、もちろんバランスということも一方で考えましたが、権利保護の要請にこたえつつも、今回の改正では、著作権の特殊性でありますとか刑事処罰の謙抑性といった観点から、今回の法改正につきましては著作人格権侵害に対する罰則を据え置くということも行っておりまして、引き上げについて言うと最小限にとどめておりますということも御理解をいただければ大変ありがたいと思っております。

○石井(郁)委員 余りこの件だけでもあれなんですけれども、私どもは、罰則そのものは決して否定するものではありませんけれども、やはり創作活動という非常に文化的な活動という問題に対しての心理的な萎縮効果ということを考えなきゃいけないと思ひますし、また、倍ですから、これを今以上に強化するということは文化の発展に寄与すべき著作権法にはなじまないのではないかと、ということで、私は罰則の強化には強く反対をしたいと思っております。

次に、今回の法改正のもう一つの柱なんです、言われているIPマルチキャスト放送における著作権法の扱いのことでございますが、今回の改正で、IPマルチキャスト放送において地上波放送を同時再送信する場合でございますが、実演家らの許諾権がございましてけれども、報酬請求権へと変わってしまうわけですね。これはいわば権利の引き下げだというふうに理解していいのでしょうかということなんです。

こういう形で著作権法改正というのは、これまでどのように行われてきたのか、あったのかどうかを含めて御答弁いただきたいと思ひます。

○加茂川政府参考人 御指摘のように、IPマルチキャスト放送による放送の同時再送信については、これまでの許諾権を報酬請求権化することによってございまして、委員御指摘のように、権利の切り下げといえますか権利制限を課することになるわけでございます。

こういった著作権の権利制限につきましては、先ほど別の委員の方の御質問にもございましたが、それぞれの社会的な変化、ニーズに応じてこれまでもその都度行ってきたわけでございまして、一般的に権利制限につきましては必要に応じて判断をしております。今回もその一環であるという御理解をいただければよろしいかと思ひます。

○石井(郁)委員 今回、こういう問題についての関係者からの意見聴取といいますが、その辺での理解というのはどのように得てきたところでございますか。

○加茂川政府参考人 今回の法改正に至ります手続といたしましては、文化審議会の著作権分科会で、関係者、専門家のみならず関係団体との十分な意見交換、議論を踏まえて成案を得たものでございまして、IPマルチキャスト放送に関係する事業者または、実はこれは有線放送も全く同機能を持つものでございましてから関係団体として意見を聴取いたしましたけれども、関係団体から特に異論なく、今回の法改正については御理解をいただいております。

○石井(郁)委員 一応、そこところはその辺で伺っておきたいと思ひます。

関係団体のところの動きとしてちょっと私ども聞いたところでございますが、ことし十月から、日本芸能実演家団体協議会、芸団協ですね、あるいは実演家著作権隣接権センターなどが、放送番組のインターネットなどでの二次利用に関する一任型管理、集中型というんでしょうか、そういう事業を始めたのと伺っています。また日本レコード協会も、レコードを録音した番組をインターネットで利用する際の送信可能化権の一任型管理を始めた

ということがありますね。

既にこうして民間団体では、インターネット上での利用についての許諾のルールをつくって合理的な運用を始めていると思うんですが、こういう動きを文化庁としてはどのように把握をされて、どのように見ていらっしゃるのか、伺っておきたいと思ひます。

○加茂川政府参考人 放送番組などのいわゆる映像コンテンツの場合でございますが、多数の著作権者等が関係している状況でございますから、いわゆる二次使用に関する契約の円滑化を図るためには、これらの分野における委員御指摘の集中管理、こういったものを進める必要があるわけでございます。

現在のことを申し上げますと、これまでも、商業用レコードの放送利用にしましては、これも御指摘にございました、実演家の団体である社団法人日本芸能実演家団体協議会、それとレコード制作者の団体でございます社団法人日本レコード協会が集中管理を行っておりますところでございまして、私どもとしましてはこういった取り組みを大変高く評価しておりますのでございまして。これに加えて、両団体におきまして、現在、放送番組のインターネット配信など、さらなる放送番組の二次利用に向けた集中管理体制の整備が進められつつあるところでございまして。

民間における自主的な取り組みによって著作物等の流通促進が進むことは、繰り返しになりますが、大変意義のあることだと考えておりますので、実演、レコードの両分野におきます集中管理の取り組みが今後ともさらに充実することを私どもは期待しております。

○石井(郁)委員 私は、こういう動きが始まっているものとすから、やはり現行著作権のもとでもこうした事業が円滑に進むようにする、そういうことを支援していくということが、文化庁として、政府として大いにやるべきではないかというふうに思っております。

権利の引き下げという問題はやはり慎重に行う

べきだというふうに思ひますので、こういう問題できょうは質問をさせていただきます。やはり拙速に行うべきではないかというのを申し上げて、きょうの質問を終わりたいと思ひます。

○榊屋委員長 次に、保坂展人君。

○保坂(展)委員 社民党の保坂展人です。

十一月の二十四日になるんですが、朝日新聞に小さな記事が載りました。「海賊版の音楽や映像 ネットでの入手禁止」、これは政府の知財本部が、最近「YouTube」などで音楽や映像を違法にコピーした海賊版をインターネットからダウンロードすることを全面禁止である、罰則を設けるといふことも書かれている。○八年の通常国会に提出予定ということも現在検討中であるということですが、これは大変な反響でして、私のもとにもいろいろな問い合わせとか、どうなっているんですかと、私もよくわからないんですが。今回の法改正の内容ではなく、今検討中の内容ですが、例えば、添付ファイルを開いてみた、そこに違法コピーがあった、パソコンは読み込んでこれを表示しますからこれはもう記録されるわけであって、そうすると犯罪者になってしまうのかと。

しかも、今回、実は罰則の点で、今石井委員からもお話があったように、五年から、十年という大変重い罰則に引き上げられているということがございます。きのうこの点で文化庁といういろいろ話をしましたが、個人を罰する、例えばインターネットでふつとキーボードを押したら十年以下のあるいは一千万以下の罰則、こういう話になるのかどうかと言ったら、そういう心配はないようなことをおっしゃっていたのですが、本当になのでしょうか。

○加茂川政府参考人 お答えをいたします。新聞の引用を委員なさいましたけれども、私どもの現在の検討状況をまずお話をしたいと思ひますが、現在、文化審議会著作権分科会におきましては、私的録音録画の範囲あるいは私的録音録画補償金制度のあり方について、本年の三月から検

討を行つておるわけでございます。この検討の過程をオープンにしておりますけれども、この検討の過程では、違法なネット配信からの録音録画を著作権法三十条に規定するいわゆる私的録音録画の権利制限の範囲に入れるべきかどうか、またはこの範囲から外して権利者の権利が及ぶべきものにするかどうかの議論も確かに行われておるわけでございます。

しかしながら、新聞記事にございますように著作権法上の取り扱いについて、私どもの審議会では結論が出ておるわけではございません。違法サイトからのダウンロードの扱いあるいは罰則の適用等も含めた改革案が現時点で固まっておりますか、あるいは具体的に法改正に着手をしたという段階にはないわけでございます。

この問題、いろいろ御意見もあろうと思ひますので、今後引き続き議論を重ねて、ユザイあるいは権利者等の関係者が納得できる制度のあり方を検討していかなければならない、こう思っております。

また、委員が御指摘になりました個人が行う行為については配慮が必要ではないかという観点からでございますが、今の著作権法三十条の規定との関係もございまして、個人が行う私的目的の複製行為につきましては、過去の立法例を申し上げますと、例えば、技術的保護手段の回避による複製につきましては、これ自体は問題になるわけでございますが、刑事罰を科すほど悪質な行為とは考えられないということで罰則の対象から外しておるわけでございます。

こういったことを参考にいたしますと、違法サイトからのダウンロードの取り扱いにつきましては、こういった前例も十分考慮しながら、可罰性があるのかないのか、十分慎重に検討する必要がありますあるなと思つておるわけでございます。

○保坂(展)委員 法務省刑事局に来ていただきましたが、時間の関係で簡潔にお願いをしたいんです。来ていただいたのは、前通常国会で審議をして

激論になった共謀罪の対象範囲の具体例として、たしか著作権法違反事件なども例示をされていたように思ふんですが、政府提案の共謀罪だと、どういう場合に著作権法違反で問われるようなケースがあるんでしょうか、簡潔にお願いします。

○三浦政府参考人 現在国会において御審議いただいております犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律案により新設することとしております組織的な犯罪の共謀罪は、死刑、無期または長期四年以上の懲役、禁錮の刑が定められている犯罪であつて、団体の活動として、当該行為を実行するための組織により行われる犯罪等の遂行を共謀した場合に限って成立するというものでございます。

現行著作権法百十九条の罪、例えばこの罪は五年以下の懲役刑が定められているということでございますので、この組織的な犯罪の共謀罪の対象犯罪に当たり得るということでございます。

具体例としてどういうものがあるかということにつきまして、私どもの方で御説明をいたしましたこととがございまして、例えば、いわゆる海賊版のコンパクトディスクの販売を繰り返している集団、団体の構成員らが多量のコンパクトディスクを無断で複製して組織的に販売することを共謀したりというような場合などを御説明したところでございます。

○保坂(展)委員 今の説明でわかつたように、金銭的対価を目的として、海賊版CDでしたけれども、時代が変わつてきて、ファイル交換ということでも何らかの対価を得ていたようなグループなども対象になるのではないかと心配もございまして。

時間がないので、もう一点。
国会テレビ、きょうも中継をされているわけですが、専門家の方の御指摘で、この国会テレビというのは、衆議院本会議における代表質問とか施政方針演説とか、こういうものについては著作権法四十条の一項が適用されている。二項の

適用で、こういった委員会の審議あるいは参考人質疑など、こういったものが適用されているということなんですが、文化庁はそれでよろしいのでしょうか、解釈をお願いします。

○加茂川政府参考人 委員御指摘のとおりでございます。

○保坂(展)委員 四十条の二項を適用できるのは放送や有線放送であつて、いわゆるインターネット中継はだめだというのが文化庁の見解ではないのですか。

○加茂川政府参考人 国会のテレビ中継でございますが、報道目的であれば著作権法に従つて有線放送できるということは確かでございます。

○保坂(展)委員 さらに、ではインターネット中継も放送ということではよろしいのかどうかという疑問が残るんですが。

もう一つ、ビデオライブラリを、私どもも自分の質問も含めて、他党の方はどんなことを聞いたのか、大変便利に重用させていただいていますが、ビデオライブラリについてはどうなんですか。オーケーなんですか。

○加茂川政府参考人 ビデオライブラリにつきましては、これは著作権法が働く分野ということになりまして基本的には権利が働きますから、関係者が契約によつてまたは所定の手續をとつて事前了解等の適式な方策、方途をとることは想定、期待をされておるわけでございます。

○保坂(展)委員 これは国会事務局ないし議運の判断と文化庁の判断とどうも違うようなんです。ね。実際には、参考人質疑で、ではビデオライブラリに入りますがよろしゅうございませうと委員長が確認してやつておるわけじゃないわけでありまして。

今改正案でこの四十条の二項が変わります。この中で中継の部分は恐らくオーケーになると思ふんですが、ライブラリの部分、このところは、やはりまだ文化庁的にいえないかぬという状態のままになってはいませんか。
○加茂川政府参考人 委員御指摘のいかぬという

意味が、私、取り違つておるかもしれませんが、権利制限が働いていない、著作権法の本則が適用になるということであれば、そのとおりだと思います。

○保坂(展)委員 ですから、国会がすべからず、昔は委員会の議事録すら非公開だったわけですよ。それが、時代が変わつて、インターネットでもリアルタイムで見られる。見逃してしまつても、仕事が終わつてからどういふ議論だったのかなど見られる。大変な進歩で、これはもう本当に大事な国会、それこそ大臣もおっしゃる基礎だと思ふんですが、この点についてしっかり文化庁の見解をそろえていく必要があると思ふんですが。

アメリカなどというフェアユースですか、公正な利用ということで、こういうものは何ら問題はないんだというふうに考えていくことは、文化庁、できないんでしょうか。

○加茂川政府参考人 ただいまアメリカの法制度の例を挙げてフェアユースのことを御指摘ございましたが、フェアユースについて日本でももっと前向きに検討すべきではないかという意見が強くございまして、私どもは課題の一つとして認識をしておるのは事実でございます。

ただ、今御指摘の国会のテレビ中継のライブラリ化について申しますと、これは、私どもは著作権を所管しておりますので、関係者の権利を守るということが基本でございまして、確かに公益性は高いわけでございますから、権利の制限の方法でいくのか、または契約の方法でいくのか、いろいろな工夫の余地があるかと思ひますので、これは御担当であります国会事務局ともこれから鋭意協議をしてみたいと思ひます。

○保坂(展)委員 我々立法院の中の議論の話でございますが、民間の話よりも国会の中の話、これは一番最初にクリアしなきゃいけないですよ。ね。大臣、この点、いかがでしょうか。
○伊吹国務大臣 国会というのはやはり国民から主権を負託された国権の最高機関であつて、負託

した国民はすべて、国会で何が審議されているかというの、よほど制限的に秘密会にならない限りは許されるべきことだと私は思います。

したがって、今政府参考人が国会事務局とも、これは全く間違った答弁で、これは我々国会議員が決めることです。ですから、議運において協議をしていただければ、それに応じて法制の整備をさせていただきます。

○保坂(展)委員 大臣に最初の点について伺いたんですが、今回の著作権法改正の後に続くと考えられる、今現状審議中の、確かに海賊コピーとかはんらんしています。これによる侵害も大変な侵害でしょう。

ただ、他方において、インターネットというのはこれだけ普及して、我が国の経済社会、あるいは子供が何か学んでいくツールにもなっている、弊害もありますけれども。しかし、大変な数の国民が利用していて、個人のダウンロードという一般的な行為が犯罪化されるかもしれない、そういうことに対して非常に懸念がある。だから、私どもとしては、この罰則の引き上げは早過ぎる、この議論をしつかりしてから、国民全体が非常に關心のあるダウンロード規制の議論をしつかりしてからでも遅くはないんだと思います。

そういう意味で、余り今関心がありませんが、五年から十年に先にごで引き上げてから、来年、再来年この議論に入るとするのは順番が逆じゃないでしょうか。

○伊吹国務大臣 これは、先生も、違法サイトという言葉があるわけですから、これが違法だということとは当然お認めになると思います。これからダウンロードをどうするかということによって、違法サイトそのものの位置づけ、違法サイトがどういうふうにかから動いていくかということも慎重に見きわなければなりません。このところは少しやばいいろいろな方々からの意見を聞いてやりませんと、難しい問題を含んでいる課題だと認識しております。

○保坂(展)委員 インターネットというのは、何

人かでやるというよりは大体一人でやるのが多くて、自分の部屋であるとか会社であるとかいうところで行われるんですが、個人の行為というのとはなかなか全容把握は不可能なんですが、ネットへの接続というのは事後検証が非常に容易であるということが特徴です。サーバーなどでログをたどっていくことも十分可能なので、この法制度が厳罰化されたことの、先ほど文化庁の次長の方はかなり謙抑的という言葉をお使いになりました。そうなるのはいいと思いますが、しかし、謙抑的ではなく、むしろ一般国民に対してダウンロード規制に対する罰則がかかることもその範囲にして検討が今進んでいるというふうに聞いているので、ここは罰則を先に決めてしまうことには反対であるということをお願いして、時間になりましたので、終わりたいと思います。

○榊屋委員長 これにて本案に対する質疑は終局いたしました。

○榊屋委員長 次、保坂展人君。

○保坂(展)委員 社会民主党の保坂展人です。今回の著作権法の一部を改正する法律案に反対の立場から討論を行います。

我が党は、著作権の保護に関して、その侵害に対して厳しくこれを守るという立場で、ほぼ著作権法の改正については賛同してまいりましたが、先ほど質疑の中で述べたように、五年から十年、そして五百万円から一千万円という個人に対する処罰規定がかなり重いのではないかと、重い処罰がごく少数の国民を対象としているということではなくて、現在、審議中、検討中であるダウンロード規制というようなことについてまでかかるおそれもある、その対象となる場合もあるという議論があることを考えると、罰則のみが本著作権法改正案の中で先行して提示され議決されるというのは、順番が逆であるということをお願いしたいと思います。

同時に、共謀罪などの対象犯罪となっている著作権法は、まさにネット社会の中で悪質な犯罪集団のみが対象とされるわけではなくて、ごくごく悪意のない、ファイル交換などが違法である、こ

の範囲に属するものをいう」と内容も表現方法もさまざまなのが含まれることから、産業財産権と同一に扱ふべきでなく、罰則のあり方もより慎重であるべき性質のものであります。

さらに、実態として著作権侵害の検挙例は、レコード、CD等の海賊版の輸入などデッドコピー事案が大部分であり、それ以外の著作権侵害罪の適用は極めて少数であり、現行法が定める懲役刑の上限、それに近い刑が適用された事例も少なく、二〇〇四年に行われた法改正で上限を三年以下から五年以下に引き上げたばかりで、その効果が十分に検証されていないことから、直ちに懲役刑を引き上げる必要性も乏しいものです。

その他の点については賛同できる面もありますが、罰則の強化による懸念を払拭することはできず、本法案に反対します。

○榊屋委員長 次、保坂展人君。

○保坂(展)委員 社会民主党の保坂展人です。今回の著作権法の一部を改正する法律案に反対の立場から討論を行います。

我が党は、著作権の保護に関して、その侵害に対して厳しくこれを守るという立場で、ほぼ著作権法の改正については賛同してまいりましたが、先ほど質疑の中で述べたように、五年から十年、そして五百万円から一千万円という個人に対する処罰規定がかなり重いのではないかと、重い処罰がごく少数の国民を対象としているということではなくて、現在、審議中、検討中であるダウンロード規制というようなことについてまでかかるおそれもある、その対象となる場合もあるという議論があることを考えると、罰則のみが本著作権法改正案の中で先行して提示され議決されるというのは、順番が逆であるということをお願いしたいと思います。

同時に、共謀罪などの対象犯罪となっている著作権法は、まさにネット社会の中で悪質な犯罪集団のみが対象とされるわけではなくて、ごくごく悪意のない、ファイル交換などが違法である、こ

れを繰り返しているというような集団がこれらの対象になるようなことも考えられなくはないということを考えてみると、この著作権法改正案、大きな企業の中で利便性、潤滑に事業を行っていくということに配慮はされているものの、国民一人一人の立場から、特にインターネット社会などを阻害して窮屈にさせ窒息に向かわせるおそれがある議論が行われている一方での罰則の引き上げということに着目をして、残念ながら、賛成しかねる、反対であるということをお願い添えて、私の討論にしたいと思います。

○榊屋委員長 これにて討論は終局いたしました。

○榊屋委員長 これより採決に入ります。内閣提出、著作権法の一部を改正する法律案について採決いたします。

○榊屋委員長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○榊屋委員長 次、保坂展人君。

○保坂(展)委員 私、提出者を代表いたしましたし、本動議について御説明申し上げます。案文を朗読して説明にかえさせていただきます。

著作権法の一部を改正する法律案に対する附帯決議案
政府及び関係者は、本法の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。
一 IPマルチキャスト放送(電気通信役務利用放送法(平成十三年六月二十九日法律第八

十五号)第三条第一項に基づく登録を受けた事業者が、IPマルチキャスト技術を活用してサービスを行う有線放送利用放送をいう。が、著作物等の利用形態としては、著作権法第二条第一項第九号の二に規定する有線放送とは同様であることに鑑み、事業者が自ら番組を調達して放送する「自主放送」の著作権法上の位置付けについても、速やかに検討を進めること。

二 近年のIPネットワーク技術の進歩による伝送経路の多様化に鑑み、著作権法第二条第一項第八号に規定する放送、同項第九号の二に規定する有線放送及び同項第九号の四に規定する自動公衆送信については、現在の伝送経路等による区分を見直し、伝送経路の多様化に対応した包括的な規定に改めることを含め、速やかに検討を進めること。

三 前項の検討に当たっては、著作者の権利保護にも配慮しつつ、コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律(平成十六年六月四日法律第八十一号)第三条に規定する基本理念のつとめ、デジタル情報の特性を生かしたコンテンツの二次利用が促進されるよう、著作権処理の円滑化を図ること。

以上であります。

何とぞ御賛同くださいますようお願い申し上げます。(拍手)

○榊屋委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

採決いたします。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○榊屋委員長 起立多数。よって、本案に対し附帯決議を付することに決しました。

この際、ただいまの附帯決議につきまして、文部科学大臣から発言を求められておりますので、これを許します。伊吹文部科学大臣。

○伊吹国務大臣 ただいま議決のありました附帯決議の趣旨に十分留意し、対処してまいりたいと

存じます。(拍手)

○榊屋委員長 お諮りいたします。

ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○榊屋委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

(報告書は附録に掲載)

○榊屋委員長 次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後零時八分散会

著作権法の一部を改正する法律案

著作権法の一部を改正する法律

(著作権法の一部改正)

第一条 著作権法(昭和四十五年法律第四十八号)の一部を次のように改正する。

第二百二条第四項を第七項とし、第三項を第六項とし、第二項の次に次の三項を加える。

3 著作隣接権の目的となつてゐる実演であつて放送されるものは、専ら当該放送に係る放送対象地域(放送法(昭和二十五年法律第百三十二号)第二条の二第二項第二号に規定する放送対象地域をいい、これが定められていない放送にあつては、電波法(昭和二十五年法律第百三十一号)第十四条第三項第三号に規定する放送区域をいう。)において受信されることを目的として送信可能化(公衆の用に供されている電気通信回線に接続している自動公衆送信装置に情報を入力することによるものに限る。)を行うことができる。ただし、当該放送に係る第九十九条の二に規定する権利を有する者の権利を害することとなる場合は、この限りでない。

4 前項の規定により実演の送信可能化を行う者は、営利を目的とせず、かつ、聴衆又は観衆から料金(いづれの名義をもつてするかを問わず、実演の提示につき受ける対価をいう。)を受けない場合を除き、当該実演に係る第九十二条の二第一項に規定する権利を有する者に相当な額の補償金を支払わなければならない。

5 前二項の規定は、著作隣接権の目的となつてゐるレコードの利用について準用する。この場合において、前項中「第九十二条の二第一項」とあるのは、「第九十六条の二」と読み替へるものとする。

第二百二条の二中「同条第三項」を「同条第五項及び第六項」に改める。

第二条 著作権法の一部を次のように改正する。

第二条第一項第七号の二中「有線電気通信設備」を「電気通信設備」に改める。

第二十九条の見出しを削り、同条第二項中「もつぱら」を「専ら」に改め、同項第一号中「有線放送」を「」に改め、有線放送、自動公衆送信(送信可能化のうち、公衆の用に供されている電気通信回線に接続している自動公衆送信装置に情報を入力することによるものを含む。)を行つて」に改める。

第三十四条第一項中「又は有線放送」を「若しくは有線放送、又は当該放送を受信して同時に専ら当該放送に係る放送対象地域(放送法(昭和二十五年法律第百三十二号)第二条の二第二項第二号に規定する放送対象地域をいい、これが定められていない放送にあつては、電波法(昭和二十五年法律第百三十一号)第十四条第三項第三号に規定する放送区域をいう。以下同じ。)において受信されることを目的として自動公衆送信(送信可能化のうち、公衆の用に供されている電気通信回線に接続している自動公衆送信装置に情報を入力することによるものを含む。)を行つて」に改める。

第三十七条第三項中「おいては」の下に、「公

表された著作物について」を、「貸出しの用の下に「若しくは自動公衆送信(送信可能化を含む。以下この項において同じ。)の用を加え、」公表された著作物を録音する」を「録音し、又は専ら視覚障害者の用に供するために、その録音物を用いて自動公衆送信を行う」に改める。

第三十七条の二中「有線放送される著作物」の下に「放送される著作物が自動公衆送信される場合の当該著作物を含む。以下この条において同じ。」を、「当該」の下に「放送され、又は有線放送される」を加える。

第三十八条第二項中「有線放送する」を「有線放送し、又は専ら当該放送に係る放送対象地域において受信されることを目的として自動公衆送信(送信可能化のうち、公衆の用に供されている電気通信回線に接続している自動公衆送信装置に情報を入力することによるものを含む。)を行つて」に改め、同条第三項中「著作物」の下に「放送される著作物が自動公衆送信される場合の当該著作物を含む。」を加える。

第三十九条第一項中「有線放送する」を「有線放送し、若しくは当該放送を受信して同時に専ら当該放送に係る放送対象地域において受信されることを目的として自動公衆送信(送信可能化のうち、公衆の用に供されている電気通信回線に接続している自動公衆送信装置に情報を入力することによるものを含む。)を行つて」に改め、同条第二項中「又は有線放送される」を「若しくは有線放送され、又は自動公衆送信される」に改める。

装置に情報を入力することによるものを含む。」を行う」に改め、同条第三項中「又は有線放送される」を「若しくは有線放送され、又は自動公衆送信される」に改める。

第四十二条に次の一項を加える。

2 次に掲げる手続のために必要と認められる場合についても、前項と同様とする。

一 行政庁の行う特許、意匠若しくは商標に関する審査、実用新案に関する技術的評価又は国際出願(特許協力条約に基づく国際出願等)に関する法律(昭和五十三年法律第三十号)第二条に規定する国際出願を行う。に関する国際調査若しくは国際予備審査に関する手続

二 行政庁若しくは独立行政法人の行う事業(医療機器(薬事法(昭和三十五年法律第四百十五号)第二条第四項に規定する医療機器をいう。))に関する事項を含む。以下この号において同じ。))に関する審査若しくは調査又は行政庁若しくは独立行政法人に対する事業に関する報告に関する手続

第四十七条の三を第四十七条の四とし、第四十七条の二の次に次の一条を加える。

(保守、修理等のための一時的複製)

第四十七条の三 記録媒体内蔵複製機器複製の機能を有する機器であつて、その複製を機器に内蔵する記録媒体(以下この条において「内蔵記録媒体」という。)に記録して行うものをいう。次項において同じ。))の保守又は修理を行う場合には、その内蔵記録媒体に記録されている著作物は、必要と認められる限度において、当該内蔵記録媒体以外の記録媒体に一時的に記録し、及び当該保守又は修理の後、当該内蔵記録媒体に記録することができる。

2 記録媒体内蔵複製機器に製造上の欠陥又は販売に至るまでの過程において生じた故障があるためこれを同種の機器と交換する場合には、その内蔵記録媒体に記録されている著作

物は、必要と認められる限度において、当該内蔵記録媒体以外の記録媒体に一時的に記録し、及び当該同種の機器の内蔵記録媒体に記録することができる。

3 前二項の規定により内蔵記録媒体以外の記録媒体に著作物を記録した者は、これらの規定による保守若しくは修理又は交換の後には、当該記録媒体に記録された当該著作物の複製物を保存してはならない。

第四十八条第一項第一号中「若しくは第三項」を削り、同項第二号中「第三十四条第一項の下に」、第三十七条第三項を加える。

第四十九条第一項第三号中「除く。」の下に

「若しくは第四十七条の三第一項若しくは第二項の規定の適用を受けて同条第一項若しくは第二項に規定する内蔵記録媒体以外の記録媒体に一時的に記録された著作物の複製物」を加え、「当該」を「これらの」に改め、同項第四号中「第四十七条の二第二項の下に」又は第四十七条の三第三項を加え、「同項」を「これらの規定」に改める。

第六十八条第二項中「有線放送」の下に、「専ら当該放送に係る放送対象地域において受信されることを目的として自動公衆送信(送信可能化のうち、公衆の用に供されている電気通信回線に接続している自動公衆送信装置に情報を入力することによるものを含む。))を行い」を、「当該有線放送」の下に、「自動公衆送信」を加える。

第八十六条第一項後段中「第四十二条」を「第四十二条第一項」に改める。

第八十九条第一項中「権利並びに」の下に「第九十四条の二及び第九十五条の三第三項に規定する報酬並びに」を加え、「及び第九十五条の三第三項に規定する報酬」を削り、同条第六項中「二次使用料及び報酬」を「報酬及び二次使用料」に改める。

第九十四条の次に次の一条を加える。
(放送される実演の有線放送)

第九十四条の二 有線放送事業者は、放送される実演を有線放送した場合(営利を目的とせず、かつ、聴衆又は観衆から料金(いづれの名義をもつてするかを問わず、実演の提示につき受ける対価をいう。次条第一項において同じ。))を受けない場合を除く。))には、当該実演著作隣接権の存続期間内のものに限り、第九十二条第二項第二号に掲げるものを除く。))に係る実演家に相当額の報酬を支払わなければならない。

第九十五条第一項中「当該放送又は有線放送を受信して放送又は」を「営利を目的とせず、かつ、聴衆又は観衆から料金(いづれの名義をもつてするかを問わず、レコードに係る音の提示につき受ける対価をいう。))を受けずに、当該放送を受信して同時に」に改める。

第九十七条第一項中「当該放送又は有線放送を受信して放送又は」を「営利を目的とせず、かつ、聴衆又は観衆から料金(いづれの名義をもつてするかを問わず、レコードに係る音の提示につき受ける対価をいう。))を受けずに、当該放送を受信して同時に」に改める。

第二百二条第一項中「並びに第四十四条(第二項を除く。))を」、「第四十四条(第二項を除く。))並びに第四十七条の三」に、「第四十七条の三」を「第四十七条の四」に改め、同条第三項中「(放送法(昭和二十五年法律第百三十二号)第二条の二第二項第二号に規定する放送対象地域をいい、これが定められていない放送にあつては、電波法(昭和二十五年法律第百三十一号)第十四条第三項第三号に規定する放送区域をいう。))」を削り、同条第四項中「営利を目的とせず、かつ、聴衆又は観衆から料金(いづれの名義をもつてするかを問わず、実演の提示につき受ける対価をいう。))を受けない」を「第一項において準用する第三十八条第二項の規定の適用がある」に改め、同条第六項中「放送又は有線放送」を「放送若しくは有線放送」に改め、「これ」に改め、「これを」を削り、「又は影像」を「若しくは影像」に、「伝達する」を「伝達し、又はその著作物の放送について、これを受信して同時に専ら当該

放送に係る放送対象地域において受信されることを目的として送信可能化(公衆の用に供されている電気通信回線に接続している自動公衆送信装置に情報を入力することによるもの)に限る。を行う」に改め、同条第七項に次の二号を加える。

三 第一項において準用する第四十七条の三第一項若しくは第二項の規定の適用を受けて同条第一項若しくは第二項に規定する内蔵記録媒体以外の記録媒体に一時的に記録された実演等の複製物を頒布し、又は当該複製物によつて当該実演、当該レコードに係る音若しくは当該放送若しくは有線放送に係る音若しくは影像を公衆に提示した者

四 第一項において準用する第四十七条の三第三項の規定に違反して同項の複製物を保存した者

第百三十三条第一項第二号中「情を知つて頒布し、又は」を「情を知つて、頒布し、若しくは」に改め、「もつて」の下に「所持し、又は業として輸出し、若しくは業としての輸出の目的をもつて」を加え、同条第四項中「第九十五条第一項若しくは第九十七条第一項に規定する二次使用料又は」を「第九十四条の二」に改め、「報酬」の下に「又は第九十五条第一項若しくは第九十七条第一項に規定する二次使用料」を加える。

第百十九條を次のように改める。

第百十九條 著作権、出版権又は著作隣接権を侵害した者(第三十条第一項、第百二条第一項において準用する場合を含む。))に定める私的使用の目的をもつて自ら著作物若しくは実演等の複製を行つた者、第百三十三条第三項の規定により著作権若しくは著作隣接権(同条第四項の規定により著作隣接権とみなされる権利を含む。第百二十条の二第三号において同じ。))を侵害する行為とみなされる行為を行つた者、第百三十三条第五項の規定により著作権若しくは著作隣接権を侵害する行為とみなされる行為を行つた者又は次項第三号若しくは

第四号に掲げる者を除く。は、十年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 著作人格権又は実演家人格権を侵害した者(第百十三條第三項の規定により著作人格権又は実演家人格権を侵害する行為とみなされる行為を行つた者を除く。)

二 営利を目的として、第三十條第一項第一号に規定する自動複製機器を著作権、出版権又は著作隣接権の侵害となる著作物又は実演等の複製に使用させた者

三 第百十三條第一項の規定により著作権、出版権又は著作隣接権を侵害する行為とみなされる行為を行つた者

四 第百十三條第二項の規定により著作権を侵害する行為とみなされる行為を行つた者
第百二十四條第一項第一号中「第百十九條第一号(著作人格権又は実演家人格権に係る部分を除く。)」を「第百十九條第一項若しくは第二項第三号若しくは第四号」に、「一億五千万円」を「三億円」に改め、同項第二号中「第百十九條第一号(著作人格権又は実演家人格権に係る部分に限る。)」を「第百十九條第二項第一号」に改め、同条に次の一項を加える。

4 第一項の規定により第百十九條第一項若しくは第二項又は第百二十二條の二第一項の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、これらの規定の罪についての時効の期間による。

附則第二條第三項中「新法中」を「著作権法中」に、「(第九十五條)を」(第九十四條の二、第九十五條)に改め、「。附則第十五條第一項において同じ」を削る。

附則第五條の二中「新法」を「著作権法」に、「第百十九條第二号」を「第百十九條第二項第二号」に改める。

附則

(施行期日)

第一條 この法律は、平成十九年七月一日から施行する。ただし、第一條及び附則第四條の規定は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

(放送のための映画の著作物の著作権の帰属についての経過措置)

第二條 この法律の施行前に創作されたこの法律による改正後の著作権法(次条において「新法」という。)第二十九條第二項に規定する映画の著作物の著作権の帰属については、なお従前の例による。

(放送される実演の有線放送についての経過措置)

第三條 新法第九十四條の二の規定は、著作権法の一部を改正する法律(昭和六十一年法律第六十四号)附則第三項若しくは著作権法の一部を改正する法律(平成元年法律第四十三号。以下この条において「平成元年改正法」という。)附則第二項の規定の適用により新法中著作隣接権に関する規定の適用を受けない実演又は平成元年改正法附則第四項の規定の適用により新法中著作隣接権に関する規定の適用を受けない実演家に係る実演については、適用しない。

(罰則についての経過措置)

第四條 この法律(附則第一條ただし書に規定する規定については、当該規定)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(著作権法の一部を改正する法律の一部改正)

第五條 著作権法の一部を改正する法律(昭和五十三年法律第四十九号)の一部を次のように改正する。

附則第二條中「改正後の著作権法第八條第三号」を「著作権法第八條第六号」に改める。

第六條 著作権法の一部を改正する法律(昭和六十一年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。

附則第三項中「改正後の」を削る。

第七條 著作権法の一部を改正する法律(平成元年法律第四十三号)の一部を次のように改正する。

附則第四項中「新法」を「著作権法」に改める。

第八條 著作権法の一部を改正する法律(平成三年法律第六十三号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「改正後の」を「著作権法」に改め、「行われた」の下に「著作権法」を加える。

附則第三項中「改正後の」を「著作権法」に改め、同項第一号中「レコード」の下に「著作権法」を加え、同項第二号中「第八條第三号」を「著作権法第八條第三号」に改める。

(著作権法及び万国著作権条約の実施に伴う著作権法の特例に関する法律の一部を改正する法律の一部改正)

第九條 著作権法及び万国著作権条約の実施に伴う著作権法の特例に関する法律の一部を改正する法律(平成六年法律第百十二号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「新法中」を「著作権法中」に改める。

附則第三項中「新法」を「著作権法」に改める。

附則第四項中「新法中」を「著作権法中」に改め、「著作権法の一部を改正する法律(昭和五十三年法律第四十九号)附則第二項」を削り、同項第二号中「新法第八條第四号」を「著作権法第八條第五号」に改める。

(著作権法の一部を改正する法律の一部改正)

第十條 著作権法の一部を改正する法律(平成十四年法律第七十二号)の一部を次のように改正する。

附則第四項中「著作権法の一部を改正する法律(昭和五十三年法律第四十九号)附則第二項」を削る。

理 由

著作物等の公正な利用を図るとともに著作権等

の適切な保護に資するため、放送される実演及びレコードの送信可能化、視覚障害者に対する録音図書を送信、特許審査等の行政手続のために必要な複製等をより円滑に行えるようにするための措置等を講ずるとともに、著作権等を侵害する行為によつて作成された物を情を知つて業として輸出する行為等を著作権等の侵害行為とみなすこととし、あわせて著作権等の侵害に対する刑事罰を強化する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

平成十八年十二月十三日印刷

平成十八年十二月十四日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

C